## 一般社団法人日本コールセンター協会会報





# 地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧

『地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧』をお届けします。コールセンターの新設・移転等でご活用ください。 情報提供いただいた各自治体の皆さま、ご協力ありがとうございました。

## ◎掲載自治体一覧(全 199 自治体) ※太字は助成制度のある道県です。また、右側の数字は掲載ページです。

北海道	2	郡山市	6	岐阜県岐阜市	10	周南市	16	諫早市	20	大分県	24
千歳市	2	白河市	6	大垣市	11	徳島県	16	大村市	20	大分市	24
函館市	2	須賀川市	6	静岡県静岡市	11	徳島市	16	平戸市	20	別府市	25
岩見沢市	2	喜多方市	7	浜松市	11	小松島市	16	松浦市	21	中津市	25
江別市	2	田村市	7	兵庫県神戸市	11	阿波市	16	対馬市	21	日田市	25
旭川市	2	伊達市	7	奈良県奈良市	11	美馬市	16	壱岐市	21	佐伯市	25
北見市	2	三春町	7	和歌山県	12	三好市	17	五島市	21	津久見市	25
帯広市	2	茨城県水戸市	7	和歌山市	12	東みよし町	17	西海市	21	竹田市	25
釧路市	3	群馬県伊勢崎市	7	田辺市	12	香川県	17	雲仙市	21	豊後高田市	25
青森県	3	千葉県千葉市	7	白浜町	12	高松市	17	南島原市	21	杵築市	25
青森市	3	新潟県	8	島根県安来市	12	丸亀市	17	新上五島町	21	宇佐市	25
弘前市	3	新潟市	8	岡山県岡山市	12	坂出市	17	長与町	21	豊後大野市	26
黒石市	4	小千谷市	8	広島県	12	観音寺市	17	熊本県	22	由布市	26
五所川原市	4	加茂市	8	広島市	12	さぬき市	17	熊本市	22	国東市	26
十和田市	4	村上市	8	呉市	12	東かがわ市	17	八代市	22	日出町	26
三沢市	4	五泉市	8	竹原市	13	三豊市	18	人吉市	22	九重町	26
むつ市	4	上越市	9	三原市	13	土庄町	18	荒尾市	22	玖珠町	26
つがる市	4	佐渡市	9	尾道市	13	宇多津町	18	水俣市	22	宮崎県宮崎市	26
平川市	4	魚沼市	9	福山市	13	綾川町	18	玉名市	22	都城市	26
七戸町	4	石川県	9	府中市	13	多度津町	18	天草市	22	延岡市	26
六戸市	5	七尾市	9	三次市	14	まんのう町	18	山鹿市	23	日南市	27
六ケ所村	5	小松市	9	庄原市	14	愛媛県	18	宇土市	23	小林市	27
三戸町	5	加賀市	9	東広島市	14	松山市	19	上天草市	23	日向市	27
岩手県盛岡市	5	かほく市	9	廿日市市	14	高知県	19	宇城市	23	串間市	27
宮城県	5	能美市	9	安芸高田市	14	室戸市	19	美里町	23	西都市	27
仙台市	5	津幡町	9	江田島市	14	南国市	19	大津町	23	えびの市	27
名取市	5	穴水町	10	府中町	14	福岡県	19	南阿蘇村	23	鹿児島県	27
秋田県	5	珠洲市	10	山口県	14	福岡市	19	益城町	23	鹿児島市	۷/
秋田市	6	内灘町	10	下関市	15	北九州市	19	氷川町	24	薩摩川内市	27
大仙市	6	志賀町	10	宇部市	15	久留米市	19	芦北町	24	奄美市	28
北秋田市	6	宝達志水町	10	山口市	15	長崎県	20	錦町	24		
横手市	6	羽咋市	10	萩市	15	長崎市	20	多良木町	24		
鹿角市	6	野々市市	10	岩国市	15	佐世保市	20	水上村	24		
福島県会津若松市	6	長野県長野市	10	柳井市	16	島原市	20	苓北町	24		

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。 【会員専用ページ】 https://ccaj.or.jp/member top.html 海

市

自 ●事業名 (期間) または アピールポイント

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

・投資額の 4%

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成

①対象業種:コールセンター事業

※市町村が行う立地助成措置の対象であること ②補助要件:投資額 2,500 万円以上 雇用増 5 人以上

(補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人ま で)を含むことができる)

【特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域に該当する新設の場合のみ: 投資額の8%】

限度額 1 億円 通算限度額 3 億円

・雇用増1人あたり50万円(6人目から支給)限度額5,000万円

北海道経済部産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.html

#### ●コールセンター業の立地をサポートします!

市内でコールセンター業を実施する企業で、次の対象要件 を満たすもの

(1) 新設•增設:投資額 2,500 万円超

(2) 設備更新:投資額 2,500 万円超かつ市内操業 5 年超の 中小企業者

(3) 賃借施設での開設: 開設時の常用雇用者数 10 人以上

①固定資産税相当額を2年間交付

※新設・増設に限り常用雇用者3人以上増加の場合3年間

②増加した常用雇用者(6か月以上市内居住者)1人につき30万円交付 |※1人につき1回限り ※新設・増設の場合2年間 ※開設の場合3年間

③賃借施設の賃借料(100分の50)を3年間交付

④研修費用を交付 ※開設から1年以内、1人20万円上限 ※各助成には限度額有

千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL 0123-42-0522 https://www.chitose-yuuchi.jp/

#### ●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度

①投資額を基準とした助成

製造業、ソフトウェア業等、コールセンター事業ほか 投資額 2,500 万円以上、雇用增 5 人以上

②雇用増を基準とした助成

②-1 コールセンター事業ほか 雇用増5人以上、新設のみ ②-2 ソフトウェア業ほか 雇用増3人以上、新設・増設

①投資額を基準とした助成 雇用増数に応じて投資額の 2.5 ~ 25% を助成 限度額2億円※本社が市外にある企業で新設の場合は5%上乗せおよび限度額3億円 ②雇用増を基準とした助成

②-1 雇用増1人あたり30万円(101人~20万円)オフィス賃借料の50%(12月間)

② -2 雇用増 1 人あたり 50 万円 (5 年間) オフィス賃借料の 50% (60 月間) 限度額5年間で2億円

函館市経済部企業立地担当 TEL 0138-21-3321 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100460/

#### ●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金

情報通信技術関連企業等で、次の要件のいずれかに該当す る企業 ①事業開始時までに、新たに本市の市民 1 人以上 雇用 ②本市イントラネットワークを経由した通信回線を 活用する企業 ③事業所の新増築、設備機器の購入に係る 投資額が 20 億円を超える企業

1) 事業所新築、既存物件取得:上限 3,000 万円、事業所増築:上限 1,500 万円 2) 設 備機器取得:上限 5,000 万円 3) 事業所賃借料:上限 2,500 万円 (3 年間) 4) 人材 育成等:1人につき上限30万円、上限2,000万円 5)通信・電話回線:上限1,500万 円(3年間) 6) 固定資産税相当額(1,2に係るもの): 上限 1,000 万円(3年間) ※補助率、対象要件、別途上限額設定あり

岩見沢市経済部企業立地推進室 TEL 0126-35-4576 https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp

#### ●江別市サテライトオフィス設置推進補助金

主な対象要件

・本市に本社及び事業所がない企業が市内に自社用として 新しくサテライトオフィスを開設すること。

・3年以上創業を継続することが見込まれること。

・開設サテライトオフィスでの常勤雇用者が2人以上

対象経費 ※補助対象経費の2分の1を補助(補助上限500万円)

・施設整備経費:改装に要する経費、電気、ガス、空調設備、トイレ等

通信環境整備費:Wi-Fi、LAN環境構築のための機器設置工事等

・什器・機器導入費:机、イス、パソコン、プリンタ、コピー機等

・賃借料:サテライトオフィス賃料 ※最大6ヶ月 【詳細は HP】

江別市経済部企業立地推進室企業立地課 TEL011-381-1087 https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kigyouricchi/16305.html

#### ●旭川市工業等振興促進条例

①投資額 2,500 万円以上

②雇用增5人以上

ただし、コールセンター業等の場合、①は要せず、②は中 心市街地への立地は10人以上、それ以外への立地は20 人以上

○雇用助成金: 新規雇用者 1 人あたり 30 万円を 3 年間助成

○課税免除:固定資産税・都市計画税を3年間免除

○工場等設置助成金:事業所税相当額を3年間助成

○操業助成金:通信回線使用料、ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料から1つを選択し 年間使用料の半額を3年間助成 ※各助成額に上限あり

このほか改修や研修等に係る助成もあります。詳細についてはお問い合わせください。

旭川市経済部企業立地課 TEL 0166-25-9172(直通) http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html

各補助金の対象要件は下記のとおりです。

(1) 土地・建物・設備補助金 〇対象施設の固定資産評価 額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上かつ常用

雇用者(年収130万円以上)が3人以上 (2) 雇用補助金 〇常用雇用者(年収130万円以上)が 各補助金の助成内容及び限度額は下記のとおりです。

(1) 土地・建物・設備補助金 〇固定資産税相当額を補助します。(上限:1,000 万円/年、 最大 5 年間)

(2) 雇用補助金 〇常用雇用者 1 人につき 20 万円を補助します。(上限:1,000 万円/年、 最大5年間)

北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1210 https://www.city.kitami.lg.jp/

●北見市に新たに進出する市外のコールセンターに対して、次の支援を行います。

#### ●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成

新設の場合は投資額 2,000 万円超え、かつ雇用 5 人以上 投資額の 8%、一人あたり 10 万円(正規職員の場合 15 万円)

広 市

増加すること、増設の場合は投資額 1,000 万円超え、雇用 | 限度額:投資額 1 億円、雇用増 5,000 万円まで

3 人以 ト増加すること

15 人以上

帯広市 経済部経済室経済企画課 TEL 0155-65-4167 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp

市

自 ●事業名 (期間) または アピールポイント

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

釧路市企業立地促進条例に基づくコールセンター立地の支援

や取得価額の一定要件を満たす場合、各種助成金を活用い

路 ただけます(要件詳細はホームページからご確認ください)。

市内にコールセンターを新設又は増設する場合で、雇用増 |①設備投資資金助成:取得価額の 8/100( 上限 1 億円 ( 特例 2 億円 ))

②雇用助成:1 人につき 20 万円 (特例あり)(上限3千万円)

③土地取得助成:取得価額の25/100(上限1億円)

④事業所賃借料助成:賃料 1/2 × 3 年(上限年 5 百万円)

⑤通信回線使用料助成:使用料 1/2 × 3 年 (上限年 1 千万円)

釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/sanshien/1006394/1006395.html

▶コンタクトセンターの補助制度 ~県と市町村両方の補助支援制度活用可能~

【青森県 IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金】①通信回線費 50% ②オフィス賃料 25% ③施設改修費(福利厚生スペース)25%

①県の誘致企業であること

②コンタクトセンター関連企業であること

③操業開始時に県内からの雇用従業員が次の人数以上であ 県 ること

•新規5人

• 増設 雇用増 50 人

新規 (3年間)

①通信回線使用料:50% (上限:年額3,000万円)※ ②オフィス賃借料:25% (上限:年額700万円)※

※3年間の限度額 総額1億円

③施設改修費:福利厚生スペース等の整備費の25% (上限250万円)(3年間で1度)

• 増設(2年間)

①オフィス賃借料:50% (年額 1,400 万円)

青森県経済産業部企業立地・創出課立地推進グループ TEL 017-734-9381 https://aomori-ritti-guide.jp/

#### ●コールセンターを立地するなら、いまこそ青森へ!!

コールセンター等の新設、増設を支援します!

- ★優れたコストパフォーマンスと人財力
- ・オフィス賃料は東京 23 区の半額以下
- 転職率・離職率が低く、勤勉な人材

所定の雇用人数・継続雇用期間・設備投資額等を満たすと 右の支援を受けられます。

①オフィス入居費用を支援します!

助成額:賃料の1/4 限度額:700万円/年(36か月)

②設備投資費用を支援します!

助成額:減価償却資産取得額の1/10 限度額:1千万円

③雇用費用を支援します!

助成額:正規雇用従業員1人につき 市内居住者15万円、市外居住者5万円

限度額:4千万円 ※詳しくは、下記までお問い合わせください。

青森市経済部経済政策課 雇用創出・企業立地促進チーム TEL 017-734-2403 http://kigyoritchi-aomori.jp/ 『青森圏域企業立地ガイド』で検索!

#### ●【A】弘前市情報サービス関連産業立地促進費補助金 【B】弘前市情報サービス関連産業オフィス環境整備促進費補助金

【A】①情報通信業又はコールセンター業を営む市誘致企業 |【A】(1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容:オフィス賃料及び共益費並びに駐車場 であること ②市内での操業開始後1年以内に、地元従業 員等が次に掲げる人数(以下「要件人数」という)以上となっ た企業であること ・情報通信業を営む企業 3 名 ルセンター業を営む企業5名

【B】①市の誘致企業であること ②情報通信業又はコール センター業を営む企業であること ③市内に住所を有する 従業員の数が年度末時点で3名以上であること

賃料に交付対象月数(操業後6か月間は対象外)を乗じた額の1/4 限度額:予算の範 囲内(36か月)(2)地元従業員新規雇用事業 助成内容:市内に住所を有する従業員(3 か月以上雇用)のうち、要件人数を超えるもの1人につき30万円 限度額:予算の範囲 内(3か年度。2年度目以降は純増分のみ対象)

【B】助成内容:オフィス改修に要する経費の 1/2 限度額:250 万円

弘前市商工部産業育成課 TEL 0172-32-8106 https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限 定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 https://ccaj.or.jp/member top.html



## 動勉で粘り強い人材

進出いただいた企業の皆様からは、 まじめな勤務姿勢や定着率など、 高い評価をいただいています。

#### サポート体制

進出に向けての物件紹介や地元新聞 への求人広告掲載による人材確保等 のサポートをしています。

#### 優遇制度

通信料、賃料などに対する助成制度 があります。また、県の助成の他、市町 村の補助制度も併用可能です。

ご相談・お問合せ

経済産業部 企業立地・創出課 tel.017-734-9381 青森県青森市長島1-1-1

東京事務所 企業誘致課

tel.03-5212-9113 東京都千代田区平河町2-6-3

都道府県会館7階

名古屋産業立地センター tel.052-259-7688

愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5階 

詳しくは、WEBサイトから

青森県産業立地ガイド

検索 https://aomori-ritti-guide.jp/

青森県企業誘致推進協議会

#### 2024年8月9月合併号【地方自治体のコールセンター誘致助成制度特集】 自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 治【対象要件】 【助成内容/限度額】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●黒石市企業立地促進条例 <対象施設>生産施設、流通施設、物流拠点施設、情報処 <固定資産税の免除> 理施設、特定業務施設 新たに取得した土地、建物、償却資産の固定資産税について、3年間課税免除 石 <指定要件>用地の取得、活用、賃借又は委託請負により 〈雇用促進助成金〉 面積、投下固定資本等の要件あり。(詳しくは HP でご確認 指定施設の新規雇用者(1年以上継続雇用)1人つき30万円(限度額300万円) ください) 黒石市商工観光部商工課産業推進係 TEL 0172-52-2111 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/ ●【A】五所川原市雇用奨励対策事業費補助金 【B】五所川原市空き工場等賃借料補助金 【A】①市の誘致企業 ②テレマーケティング関連企業 ③【A】助成内容:6ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が10人を超える1人につき、 地元からの雇用が 10 人以上 等 市内居住者 15 万円、市外居住者 5 万円。限度額:予算の範囲内 【B】①空き工場等の使用に関し、1年以上の契約を締結す 【B】補助対象経費:空き工場等の賃借料(税抜き)の2分の1以内の額、もしくは10 る者 ②コールセンター業他 ③新規雇用者を一定数以上 万円のいずれか低い額(敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除く) (コールセンター業は5人以上)採用する者等 補助期間:1事業につき連続する24カ月間を限度とする 五所川原市経済部商工観光課 TEL 0173-35-2111(2573) http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko\_akikoujo.html ●十和田市 | T関連企業立地促進事業補助金 【業種】情報サービス業、インターネット付随サービス業 【オフィス等の賃借に要する経費】 【要件】①市内に事業所を有しない企業が、市内に事業所を 補助率:賃料の1/4 限度額:240万円/年(720万円/36か月) 対象期間:36 新設し、操業を開始した日から3か月以上継続して業務を か月以内(※従業員3人未満の月を除く) 行っていること ②事業所に3か月雇用され、市内に3か 【従業員の雇用に要する経費】 月以上住所を有する従業員が基準日(年度末又は対象期間 補助額:1 人につき 30 万円まで(※ 2 回目以降の交付については、毎年度ごとの増加し 満了日のいずれか早い日)に3人以上いること ③市町村 た人数。退職者の補充は除く) 限度額:90 万円/年(270 万円/ 36 か月) 対象期間: 税の滞納がないこと 他 36 か月以内 十和田市 商工観光課 商工労政係 TEL 0176-51-6773 https://www.city.towada.lg.jp ●三沢市企業立地促進条例

①誘致企業又は地元企業であること

②工場等を賃借により新設又は増設すること

③工場等の新設又は増設に伴う新たな雇用により増加 する従業員の人数が5人を超えること

(1) 雇用促進奨励金 (地元雇用従業員 – 5 人) × 30 万円(上限 5,000 万円)(10 万円 / 年×3 年間)(2) オフィス賃借料等補助金 年間賃借料×1/4 (年額上限 600 万円)(3 年間交付) (3) 情報通信費等補助金 年間情報通信費等×1/2 (年額上限2,000万円) (5年間交付) (4)環境保全施設等奨励金 施設設置費用×1/5(上限5,000万円)(一 括または3年分割交付) (5)研修期間補助金 新規従業員に行う年間人材育成事業費× 1/2 (年額上限 500 万円) (5 年間交付)

三沢市経済部産業振興課産業支援係 TEL 0176-53-5111 http://www.city.misawa.lg.jp/

#### ●むつ市企業誘致促進条例

①市の誘致企業であること

市

②製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス 業、学術・開発研究所、コンタクトセンター業の事業所を、 市内に設置すること

- (1) 事業所設置助成金 事業所設置に係る経費 (土地、建物、償却資産取得費、建設費、 |改修費)の1/10
- (2) 雇用助成金 6ヶ月以上継続して雇用した従業員等5人を超える1人につき市内居住 者 50 万円 ( 操業開始から 36 月内に 1 回 )
- (3) 事業所賃借助成金 オフィス等賃借料の 1/4( 操業開始から 36 月)
- (4) 固定資産税免除 3年間

むつ市産業政策部商工労政課 TEL 0175-22-1111(2651) http://www.city.mutsu.lg.jp/

#### ▶つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金

①市の誘致企業であること

②テレマーケティング関連企業であること

③操業開始時点において、当該企業の市内から雇用する従 業員が 10 人以上であること

(1)10 人を超える部分の地元雇用者 (3 か月以上継続して市内に住所を有し 6 か月以上 継続して雇用されている)1 人に付き年額 50 万円を交付。(限度額は3年間で3,000 万円) (2) 貸しオフィス等賃料に要する経費の 1/4 または年額 700 万円のいずれかの低い額(限 度額は3年間で2,000万円)

つがる市商工労政課 TEL 0173-42-2111 (418) http://www.city.tsugaru.aomori.jp/

#### ●平川市空き店舗対策事業補助金

①新たに市内の空き店舗を活用し、3 年以上継続して営 業することが見込まれる事業

② 1 日のうち午前 9 時から午後 7 時までの間に概ね 3 時 間以上かつ 1 週間のうち 5 日以上営業すること ※詳しくは HP でご確認ください。

①空き店舗の営業開始月以降の賃借料(敷金、礼金、共益費は除く) 12 カ月分の 3 分の 2 以内(限度額: 5 万円 / 月、60 万円 / 年) ②営業開始日までの店舗改修費(消費税は除く)

2分の1以内(限度額:商業集積地域100万円、その他地域50万円)

平川市経済部商工観光課 TEL0172-55-5732 https://www.city.hirakawa.lg.jp

#### ●七戸町企業立地促進条例

町内に工場等を新設または増設

【立地奨励金】・用地取得費もしくは家屋や償却資産の整備費に対し助成 【雇用奨励金】・新規に雇用した従業員数に応じて助成

七 新設…投下固定資本 2,000 万円以上または新規従業員 10 人以上 ĦΤ

【操業奨励金】・新設・増設に係る固定資産税相当額を3年間助成

増設…投下固定資本 2,000 万円以上または新規従業員 5 人以上

七戸町企画調整課 TEL 0176-68-2940 http://www.town.shichinohe.lg.jp/jigyo/shien/jyosei/post-53.html

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●六戸町企業立地促進条例

町内に工場等を新設または増設

【立地奨励金】・指定区域内…用地取得費の 100 分の 40(限度額 3,500 万円)

・指定区域外…固定資産税額に対し助成(3ヵ年度)

指定区域内 新設…投下固定資産 1 億円以上、従業員 5 人 以上、用地取得面積 3 千㎡以上 增設…投下固定資産 1 億

【雇用奨励金】・新規に雇用した従業員数に応じて助成 円以上、従業員5人以上

指定区域外 新設又は増設…投下固定資産2千万円以上、 従業員数 5 人以上

六戸町まちづくり推進課 TEL 0176-55-2411 http://www.town.rokunohe.aomori.jp/

#### ●六ヶ所村工場等設置奨励条例

①土地を除く投下固定資産の額が 2,300 万円以上であるこ |(1) 固定資産税課税免除 5 年間 (2) 普通財産無償(減額) 貸付 10 年以内 ②工場等の新設又は増設の操業開始日以後1年以内 に村民の従業員を3人(特定事業の場合は2人)以上雇用 していること。

(3) 雇用奨励金 村民従業員 3 人 (特定事業の場合は 2 人) を超える人数 1 人につき年 間 10 万円交付 3 年間、限度額:500 万円 / 年 (4) 福利厚生施設奨励金 当該施設に 対して課される固定資産税相当額を交付 3年間、限度額:300万円/年

六ヶ所村政策推進課 TEL 0175-72-2111 http://www.rokkasho.jp/

#### ●【A】三戸町工場等誘致条例 【B】三戸町立地企業雇用奨励金

【A】①町の誘致企業であること ②投下固定資産総額が 500 万円以上又は新規従業員数が 5 人以上であること

【B】①町の誘致企業であること ②資本の額が 1 億円以下 及び建物賃借の場合、賃借料の 1/3 (3 年間) であること

【A】(1) 立地奨励金:工場等の投下固定資産総額に 3/100 を乗じて得た額(限度額 500 万円)(2)操業奨励金:①敷地及び建物取得の場合、固定資産税相当額(3年間)②敷地

又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業の事業所【В】雇用奨励金:町内在住新規従業員20万円/人、町外在住新規従業員10万円/人、 限度額1千万円(操業開始後3年以内に継続して1年雇用した場合)

三戸町まちづくり推進課 TEL 0179-20-1117 https://www.town.sannohe.aomori.jp/

#### ●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置

①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置

①操業開始の日から3月以内に市民を20人以上新規雇用 し、1年以上継続して雇用すること

②補助を受けようとする年度を通して、市民である新規雇 用者が 20 人以上であること

③補助を受けようとする年度を通して、市民である新規雇

用者が20人以上であること

①操業を開始した日から1年3月以後に1回に限り市民である新規雇用者1人につき 20万円を認定事業者に助成(上限2,000万円) ②通信回線使用料の1/2以内の額を操 業開始の日の属する年度の翌年度から3年度間助成(単年度上限500万円) ③事業所 の賃貸料の 1/3 以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から 3 年度間助成 (単年 度上限 500 万円)

※②③の助成を重複して受けることはできません

盛岡市商工労働部ものづくり推進課 TEL 019-626-7551 http://www.city.morioka.iwate.jp/

トップページ⇒「事業者の皆さんへ」⇒「事業者支援」⇒「企業誘致」⇒「工場等設置優遇制度・商工団体」

#### ●宮城県コールセンター関連支援制度 復興特区(民間投資促進特区)(IT産業版)※令和8年3月31 日まで

対象業種:コールセンター、その他6業種

区域: 石巻市など県内6市町

※詳しくは、宮城県産業デジタル推進課のホームページ 城 から、「復興特区(IT産業版)」のリンクをご覧ください。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sangyod/ hukkoutokku-it.html

①税制上の優遇措置 ※(1)又は(2)の特例措置については、各年度において選択適用となります。

(1) 特別償却又は税額控除 (2) 被災者雇用の税額控除

(3) 開発研究用資産の特例 (4) 地方税の課税免除

宮城県企画部産業デジタル推進課 TEL 022-211-2479 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sangyod/

#### ●特定カスタマーセンター立地促進助成金

〈対象事業所〉特定カスタマーセンター (インバウンド)の 新設、増設、市内移転

〈要件〉投下固定資産相当額 3千万円以上(市内中小企業 者の場合は1千万円以上) 市内移転の場合は、市内移 転に伴って新たに雇用された者の合計人数が20人以上で あること ※その他助成制度は、企業進出ガイド(下記 URL 参照)に情報を掲載しています。

〈助成内容〉

基本助成(新設・増設・市内移転) 基本額:新規投資に係る固定資産税等相当額の 期間:3年間(重点加算地域+2年) 100% (賃借にも対応)

2. 雇用加算 加算額: 新規雇用者が20人以上を条件に、正社員60万円/人(限度額 なし)、その他の雇用者 10 万円/人(限度額:5 千万円)を加算 なお、新規雇用者要件あり。

仙台市経済局企業立地課 TEL 022-214-8276 https://www.city.sendai.jp/invest/index.html 仙台市総務局東京事務所 TEL 03-3262-5765 https://www.city.sendai.jp/tokyojimu/shise/security/kokai/annai.html

#### ●コールセンターやソフトウェア業に特化した支援制度(名取市情報通信関連企業立地促進制度)

市内へコールセンター、ソフトウェア業等の立地を行う企 業に対して各種助成を行っております。

ĦΖ 対象業種:コールセンター、BPO オフィス、ソフトウェア 市 業 (詳細についてはお問い合わせください)

①雇用奨励金:新規雇用者が20人を超える場合、21人目から新規常時雇用者30万円 /人、新規短時間・派遣労働者 24 万円/人(限度額:5,000 万円)

②加算奨励金:投下固定資産額の 1/10 (限度額 5,000 万円)、年間通信回線使用料 1/6 (限 度額 1,000 万円)、年間の建物及び設備機器賃借料 1/6 (限度額 1,000 万円)、常時雇用 者へ雇用替えとなった雇用者 6 万円 / 人(限度額 1,000 万円)

名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-724-7148 https://www.city.natori.miyagi.jp/

#### ▶秋田県は全国トップクラスの優遇制度で立地企業を支援いたします。

①あきた企業立地促進助成事業補助金 ②はばたく中小企業投資促進事業補助金

業種:①②共通 コールセンター (インバウンド業務)、マ ネジメント・サービス・プロバイダ、データセンター、ソ フトウエア業、デジタルコンテンツ業等の企業

|建物・機械設備等の投下固定資産:① 10% ② 10% (①②とも要件に応じた補助率加 交付限度額:①5億円 ②3千万円(①②とも要件に応じた限度額加算あり)

地代除く)

投資額:①3億円以上 ②1億円以上3億円未満(①②土 |※「本社機能等移転促進補助金」とあわせて設備投資を行う場合、雇用要件が緩和されます。 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10437

雇用:新規常用雇用① 10 人以上 ② 5 人以上

秋田県産業集積課立地支援チーム TEL 018-860-2250 https://common3.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/

秋田県

5

県

#### ●工場等立地奨励金

| 指定用地を取得し、コールセンター等を新設又は増設する | 分譲価格の 60%/限度額なし

事業者で、下記要件を満たすもの

| (1) 用地取得面積 1,000 ㎡以上かつ建築面積 300 ㎡以上。

| | (1) 用地球待風傾 1,000 m以上がつ建業風傾 300 m以上

| (2) 用地取得後 5 年以内に工場等の操業を開始すること。

(3) 操業開始日に常時雇用者を5人以上雇用していること。

須賀川市商工課 TEL 0248-88-9142 URL https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shigoto\_sangyo/kigyoricchijoho/index.html

白河市産業部商工課企業立地係 TEL 0248-21-5970 http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000167.html



自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 治【対象要件】 【助成内容/限度額】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●工場等設置助成金 コールセンター等の新設・増設を目的とした、以下の条件 |新規雇用数に応じて設備投資総額 (土地、設備、建物 )の 20%以内で最大 1 億円を交付 ①3~19名 200万円/人 を満たすもの 設備投資総額 1,500 万円以上、または用地取得 1,250 ② 20 ~ 39 名 250 万円/人 ㎡以上、または建築面積 250 m以上 ③ 40 名以上 1 億円 ・3 人以上の新規雇用者のうち半数以上は市内居住者 喜多方市産業部商工課 TEL 0241-24-5247 https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/syoukou/1792.html ●田村市工場立地奨励金 固定資産税相当額を奨励金として交付します!(新設 10 年間) 対象:田村市工場立地促進条例に定める施設 土地、建物、償却資産にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付 (新設または増設し 要件①: 用地取得の日から3年以内に操業開始 た施設に係る資産のみが対象) 要件②: 用地面積が3,000 ㎡以上または建物の延床面積が | 交付期間: 新設10年間、増設3年間 500 ㎡以 ト 田村市産業部商工課 TEL 0247-82-6677 https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/ ●伊達市雇用促進奨励金 コールセンター業 新規立地、設備投資に際して、新規に雇用された正規従業員1人に対して1年ごとに 50 ・市内に新たな事業所を設置、もしくは生産性を向上させ 万円を交付(交付期間:3年間) る新たな設備投資を1億円(中小企業は2,000万円)以上│原則として、新規に雇用した正規従業員が雇用開始から1年を経過した時点より、1年毎 行うこと。 に交付申請が可能。 ・新規事業所設置、設備投資に伴い、新たに伊達市の住民 ※1事業者あたりの上限額:年間1,000万円 を正規雇用し、1 年以上継続して雇用すること。 なお、詳細については下記連絡先までお問い合わせください。 伊達市産業部商工観光課商工振興係 TEL 024-573-5632 https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/20/7723.html ●三春町工場等立地促進条例 コールセンター等の新設・増設を目的とした以下の条件を ・家屋及び償却資産にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付 (新設または増設した 満たすもの ①三春町工場等立地促進条例に定める地区 施設に係る資産のみが対象となる。土地に関する奨励金は、町長が必要とする場合のみ交 ②製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業の 付となる。) 業務に要する施設、その他町長が本町産業振興のため必要 交付期間:新設10年間、増設3年間 と認めるもの ③用地又は借地の面積が 3,000 ㎡以上若し くは建物の延床面積が 500 ㎡以上 ④用地取得の日から 3 年以内に操業開始 王春町役場産業課商工観光グループ TEL 0247-62-3960 https://www.town.miharu.fukushima.jp/ ●企業立地促進のための様々な助成制度を用意! 各制度の詳細につきましては,お問い合わせください。 【1】企業立地促進補助金…コールセンターのほか、工場や 左記助成制度では、償却資産等の取得費用の一部について補助しています。 倉庫等の立地に活用できます。 【1】最大 2 億 5 千万円(床面積 500 ㎡以上の工場等を新増設し、市民 5 人以上雇用す 【2】中心市街地店舗,事務所等開設促進補助金…中心市街 |る場合) 地への立地に活用できます。 【2】最大 500 万円(中心市街地に建物を賃借し、店舗等を開設する場合) 水戸市産業経済部商工課 TEL 029-232-9185 https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/57/ ※活用にあたっては、各種契約の前に手続きが必要です。 ●サテライトオフィス等の設置費、運営費、雇用について奨励金を交付します! 対象: サテライトオフィス、コールセンター及び支店・営 設置費:土地建物の取得費用、賃貸に係る初期費用、改修費用、備品購入費用、求人広告 業所(製造業、情報サービス業、インターネット附随サ-費(補助率 50%・上限額 300 万円) ビス業、道路貨物運送業、こん包業及び卸売業) 運営費:(取得) 土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税の納税額(補助率 50%・上限 要件:○3年以上の操業継続 ○開設後3年以内に市内在 額 100 万円・3 年間)(賃貸)賃借料(補助率 25%・上限額 100 万円・3 年間) 雇用:1年以上の市内在住と常時雇用が継続している正社員(一人当たり10万円・操業 |住者を正社員として3人以上雇用 〇市外に本社があるこ 市 後3年経過後に1回限り) 伊勢崎市産業経済部企業誘致課 TEL: 0270-27-2756 https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/kigyo/13022.html

市

#### ※活用を希望される場合は事前にご相談ください

市内へ事務所(コールセンター可)の新設を行う企業で、 次の要件のいずれにも該当するもの

●ちば共創企業賃借立地事業

(1) 市が指定する対象地区・対象業種に該当する企業 (2)80 ㎡以上かつ常時雇用者 3名以上、又は 100 ㎡以上 で操業

(3) 業歴 3 年以上、3 期平均経常黒字維持及び繰越損失な

①賃借料補助 1年間の賃借料の2/3を補助(上限1,000万円) ②法人市民税の補助 千葉市に納める法人市民税の 2/3 を 4 年間補助

③雇用奨励補助【新規常時雇用者の採用】(上限1億2,000万円)

市民雇用および市内転入者 1 人につき 30 万円 (複数人世帯の場合 60 万円) を補助 他、 オフィス環境整備等補助(上限 1,000 万円)、社員採用補助(上限 500 万円)のオプショ ン有

【詳細はお問い合わせください】

千葉市経済農政局経済部企業立地課 TEL 043-245-5276 https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/index.html

※制度の詳細についてはお問合せください。

「地方自治体のコールセンター誘致助成制度」 は専用 Web ページからもご覧になれます。

https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi josei.html

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

●全国トップレベルの賃料 6 割支援

新潟県内に新規拠点を設ける事業者の皆様に、補助制度、 人材確保支援、物件紹介など、様々な支援を御用意してお ります。ぜひお問い合わせください。

対象業種:コンタクトセンター、BPO センター、カスタマ-センター、IT 企業など

○地域 ICT 立地強化雇用創造事業

通常賃料の6割支援 ※賃料発生日から12カ月間

○未来創造産業立地促進事業補助金

新規雇用者の年間給与 1/5 補助(5年間)等

新潟県産業労働部産業立地課立地推進係 TEL 025-280-5248 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sangyoritchi/

#### ●最大約2億円支援(デジタル・イノベーション企業立地促進補助金)

#### 対象要件:

市

①新潟市内に立地 (新設・増設・移設)

②賃貸借契約締結後 1 年以内に操業開始

③新規常用雇用者等の要件:事業所面積90坪未満 市民

〇事業所賃借補助

≪新潟都心地域内の令和 4 年度以降の新築ビル≫賃借料× 3/4 (3 年間) 【限度額 5,000 万円/年】

≪その他のビル≫賃借料×1/5(5年間)【限度額:900万円/年】

10 人以上雇用、事業所面積 90 坪以上(市民 30 人以上雇 |〇雇用促進補助)新規常用雇用者(正規雇用:50 万円 / 人、非正規雇用 25 万円 / 人、 正規転換: 25 万円 / 人(3 年間)【限度額 1,500 万円 / 年】

新潟市経済部企業誘致課 TEL 025-226-1689 https://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/kigyo\_annai/supporttop/supportjouhou.html

#### ●企業立地を促進するための支援制度

コールセンター等幅広い業種を対象として、市内への事務 所等新設をサポートします。

事務所等にかかる固定資産税を最大5年間課税免除!

・土地取得費の20%を補助! ・新規雇用者一人につき10万円を補助!

制度の詳細については是非お問い合わせ下さい。

新潟県小千谷市商工振興課 TEL 0258-83-3556 https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/syoko/

#### ●加茂市企業設置奨励金

工場等(コールセンター含む)

新設:投下固定資本総額が 1 億円以上、又は常用雇用者数 が 20 人以上増加 移設・増設:投下固定資本総額が5 千万円以上、又は常用雇用者数が 10 人以上増加

奨励金として施設設置のために要した費用に係る固定資産税額及び都市計画税額の合計額 を3年間交付

加茂市商工観光課産業企画係 TEL 0256-52-0080 https://www.city.kamo.niigata.jp/docs/30187.html

#### ●村上市への進出を支援

要件に該当するもの

(1) 投下固定資本総額 3,000 万円以上

(2) 常用雇用者数3名以上の増加

村上市内に事業所を新設・移設・増設を行う企業で、次の 10固定資産税の課税免除:企業設置のため取得した土地、家屋および償却資産に対して課 される固定資産税を免除(3~5年間) ②新規雇用促進奨励金:市内在住者を新規で1 年以上継続雇用した場合 1 人あたり 10 万円を支給 ③新設企業賃貸料補助金:賃借料の 20%相当額を、月額 10 万円を上限として交付

村上市 地域経済振興課 経済振興室 TEL 0254-53-2111 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/kigyo-ritchi.html

#### ●五泉市工場等設置奨励条例

投下固定資本総額:新設(3千万円以上)、増設・移設(2 五 千万円以上)

常用従業員数:新設(大企業 10 人以上、中小企業 5 人以上)、 年を限度として 5 年間交付

企業 5 人以上、中小企業 2 人以上)

①課税免除:固定資産税、3年間免除

②利子補給:5年以上の長期借入金について借入利率2分の1(上限1%)、500万円/

増設(大企業 5 人以上増、中小企業 2 人以上増)、移設(大│③用地取得費助成:工場等を新設・増設等するために土地を取得し、3 年以内に操業開始 した場合、取得に要した費用の30%を助成(限度額1億円)

五泉市商工観光課 TEL 0250-43-3911 https://www.city.gosen.lg.jp/



# 本州日本海側最大 80 万都市



- ◆ 東京から最短 89 分
- ◆ 太平洋側拠点のリスク分散
- 豊富な人材
- 高い定着率

大型新築ビル続々竣工中!!! 方進出は新潟市から

## 新潟県との併用で 最大約4億円支援

●事業所賃借料補助

●新規雇用補助

等

#### 問い合わせ先

#### 新潟市東京事務所

Tel: 03-5216-5133

Mail: office.tokyo@city.niigata.lg.jp

新潟市企業誘致課

Tel: 025-226-1689 Mail: kigyo@city.niigata.lg.jp

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

●【謙信公のふるさと上越市】 コールセンター、IT 関連、バックオフィスの立地を推進しています

①企業振興制度 ・中小企業の場合…2,000 万円以上、雇 ①取得した固定資産(土地、家屋、償却資産)の課税額に、3 年度間 100/100 の割合で 用要件なし ・大企業の場合…2 億円以上、5 人以上の雇 用 ②土地取得補助金 ・市内の産業団地の 0.3ha 以上の 土地の取得 ③サテライトオフィス等家賃補助金 ・事業 者が、新たに当市で開設する場合 ④リフォーム等補助金 ・事業者が、新たに当市で開設する場合

奨励金を交付。(限度額:各交付年度、1 企業 5,000 万円) ②土地の取得面積に応じ、購入価格の 10/100 ~ 25/100 の割合で補助金を交付。(限

度額:3億円) ③オフィスの家賃を3年間補助(最大360万円、補助率1/2)

④オフィスの購入費やリフォーム費を補助(上限 200 万円、補助率 2/3)

上越市産業立地課産業立地推進係 TEL 025-520-5736 https://www.city.joetsu.niigata.jp/

●【佐渡市】就業・起業を応援します

• 佐渡市雇用機会拡充事業

佐渡市では、雇用の増加を伴う創業又は事業拡大に係る 経費の一部を補助しています。この機会にぜひ、佐渡での ビジネス展開をご検討ください。

創業 上限 450 万円(補助率 3/4) · 事業拡大 上限 1,200 万円(補助率 3/4) 設備投資を伴わない事業拡大 上限 900 万円 (補助率 3/4)

※補助対象経費:設備費、改修費、広告宣伝費、人件費等

佐渡市地域振興部地域産業振興課 sangyo@city.sado.niigata.jp TEL 0259-67-7863 https://www.city.sado.niigata.jp/

●「人と四季がかがやく雪のくに 魚沼市」首都圏から抜群のアクセス、豊かな自然環境!

企業の新設・増設・移転を支援しています。給与補助、研 〇 U・1 ターン正規雇用促進事業 修費補助などの人材確保・育成支援制度もご用意していま す。コールセンターの立地実績あり!ぜひお問い合わせく ださい。

正規雇用する U・I ターン者 1 人につき給与月額 30,000 円補助 その他、市内雇用者に対する奨励金・家賃支援制度あり!

魚沼市産業経済部商工課 TEL: 025-792-9753 https://www.city.uonuma.lg.jp/

●本社機能等立地促進補助金

石 対象業種:コールセンター事業

Ш 補助要件:従業員数が100人以上かつ常時雇用者数が5 ○助成内容 投資額×補助率 7.5 ~ 25% +常時雇用者数× 50 万円

○限度額 1 企業への交付限度額 10 億円 新設時の限度額:5 億円 特認 10 億円 増設時の限度額:2億円/回 特認5億円/回

石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517 https://www.ishikawa-ritchi.com/

●七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

対象業種:コールセンター事業

七【要件】

②新規地元雇用:〔新設〕5人以上、〔増設〕3人以上

〔新設〕投資額×20% 〔増設〕投資額×10% ※石川県補助金の特認と連動した市長特 認 〔新設〕10億円(県と合わせて20億円)〔増設〕5億円(県と合わせて10億円) |①投資額:〔新設〕 5,000 万円以上、〔増設〕 3,000 万円以 │・特例加算:【本社移転】 5%上乗せ、【地元発注】 5%上乗せ ・限度額:2 億円(市長特 認は上記のとおり) ・雇用助成金【市内在住の新規常用雇用者の採用】: 1 人につき 50 万円(限度額:2,000万円)

七尾市産業部産業振興課 TEL 0767-53-8565 https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/jigyosha/kigyoshien/kigyoritchi.html

●企業立地助成金

対象業種:コールセンター

交付要件:新設又は増設を行う事業で、投下固定資産総額 が 1 億円以上で、かつ、新規雇用者(本市に住所を有する 者に限る。) が 20 名以上であること。

(1) 企業立地助成金:投資額の10%(増設の場合は5%)に賃借料の50%以内の額を加 えた額(賃借料への助成期間3年)。民有地における新設及び増設の助成金額は、1/2。 限度額 5億円(特例:7.5億円) 賃借料への助成上限額:1千万円/年 (2)雇用促 進助成金 新規雇用者(市外からの転入含) × 20 万円 限度額 2 千万円

小松市経済環境部商工労働課 TEL 0761-24-8074

https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/shoukouroudou/kigyouricchi\_shien/1\_1/2823.html

●加賀市企業立地促進補助金

対象業種:コールセンター事業

補助要件:営業開始後1年までに常時使用することとなる 新規雇用者(市内新規雇用および本市転入の従業員)の数 が 15 人以上であること。

○助成内容

市内雇用 1 人につき 30 万円 (初年度のみ) 通信回線使用料の 50% (最大 3 年度) ○限度額

総額 2,500 万円

石川県加賀市 企業誘致室 TEL 0761-72-7820 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/sangyo\_iju/kigyo\_yuchi/3703.html

●かほく市企業立地制度(本社機能移転助成金(工場等併設型))

対象業種 コールセンター事業

交付要件 〇新設:投資総額が 3,000 万円以上で、新規 雇用者を3人以上雇用 〇増設:投資総額が2,000万円 以上で、新規雇用者を 2 人以上雇用 〇移設:投資総額が

助成内容 〇新設:投資総額の25%以内 〇増設:投資総額の15%以内 〇移設:投 資総額の15%以内

限度額 〇新設:6億円 〇増設:4億円 〇増設:3億円 ◎その他助成条件・内容等、詳しくは下記 HP をご覧ください

2,000 万円以上で、新規雇用者を 2 人以上雇用 かほく市企画振興課 TEL 076-283-1112 https://www.city.kahoku.lg.jp/005/508/512/d000844.html

●能美市企業立地促進助成金

対象業種:コールセンター

市

BT

補助要件:操業時における従業員数が100人以上であるこ

〔新設〕投資額×10%以内(限度額:5億円) 〔増設〕投資額×5%以内(限度額:2億円) 雇用奨励補助金:市内新規雇用 1 人につき 30 万円、正規雇用者の転入 1 人につき 30 万 円 (限度額: 1,000 万円)

能美市産業交流部商工課企業誘致推進室 TEL 0761-58-2255 https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/genre/1000100000161/index.html

●商工業振興促進助成金

対象業種:コールセンター事業

補助要件:新たに用地を取得し、工場を新設したもの

○助成内容 次のことに要した経費の、それぞれ 10%以内 ・用地の取得及び造成 工場等の新設 ・工場等の設置に伴う財産の取得

○限度額 用地取得時の限度額:1億円 特認2億円 工場等新設時の限度額:1億円 財産取得時の限度額:5千万円

津幡町産業建設部産業振興課 TEL 076-288-6704 https://www.town.tsubata.lg.jp/division/sangyou/machi\_josei.html

県

屋

市

自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 治【対象要件】 【助成内容/限度額】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●穴水町企業誘致条例 ○新設:投下固定資産総額が 1 億円以上で、常時雇用者 5 |○助成内容 投下固定資産総額× 20% +常時雇用者数(純増分)× 50 万円 人以上 ○増設:増加する投下固定資産総額が5千万円以 | ○限度額 | 企業への交付限度額 | 億円 上で、常時雇用者 5 人以上 穴水町 観光交流課 TEL 0768-52-3671 https://www.town.anamizu.lg.jp/ ●①珠洲市企業立地促進助成金 ②珠洲市雇用促進助成金 対象業種:情報サービス関連事業 ①新設に要した投資額の 20%、増設に要した投資額の 15%に相当する額又は次に定め 交付要件:新設又は増設を行う事業で、投資額の総額が る額のいずれか低い額 (ただし①と②合算で限度額 2億円、市長特認 3億円)。常用雇用 1000 万円以上で、常用雇用従業員3人以上 従業員の増加数が3人以上10人未満1億円、10人以上2億円。②常用の新規雇用者1 人につき 50 万円を①に加算。 珠洲市産業振興課 TEL 0768-82-7775 https://www.city.suzu.lg.jp/sangyosinko/business\_support\_schemes.html ●内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例 ○新設の工場、物流施設、観光施設及びその他施設:投資 |○助成内容 投資総額×5%+新規地元常用雇用者数×50万円 額が1億円以上で、新規地元常用雇用者5人以上 ○限度額 1企業につき1億円 ○新設の研究所及び情報産業施設:投資額が5千万円以上 で、新規地元常用雇用者 5 人以上 内灘町企画課 TEL 076-286-6727 http://www.town.uchinada.lg.jp/ ●志賀町本社機能施設立地促進補助金 ○助成内容 新設 投資額× 25% 以内 増設 投資額× 15% 以内 対象業種:コールセンター事業補助要件:新たに施設を取 ○限度額 新設 1 得したもので、常時雇用者(志賀町民)が30人以上 億円 増設 5 千万円 志賀町商工観光課企業誘致対策室 TEL0767-32-9341 https://www.town.shika.lg.jp/ ●企業立地助成金 対象業種:情報処理及び情報提供(コールセンターやソフ ○助成内容 新設 投資総額× 20%以内 增設 投資総額×10%以内 トウェア産業を含む)のサービス業務 ※本店機能移転の場合は10%を上乗せ ○新設:投資額総額が3,000万円以上で、新規地元常用雇 ※新規地元常用雇用者加算 1人当たり 500,000円 用者数 (純増員に限る。) 3 人以上 ○限度額 新規 2億円 増設 1億円 ○増設:投資額総額が 2,000 万円以上で、新規地元常用雇 用者数(純増員に限る)1人以上 宝達志水町商工観光課 TEL 0767-29-8250 https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/shokokanko/8/20/638.html ●羽咋市商工業振興条例助成金 ①投資額×助成率(新設:10%~20%、増設:2.5%~10%) 対象業種 コールセンター事業 (情報サービス関連事業) ※助成率は雇用人数で変動 <交付要件>O新設:投資総額が5,000万円以上で、新規|※本社機能移転:上記助成率に5%を加算 雇用者を5人以上雇用 〇増設:投資総額が5,000万円 ※特認:上記助成率に最大 10%を加算 以上で、新規雇用者を3人以上雇用 ②新規雇用市民数(常時雇用)×50万円(市外からの移転は25万円) ○限度額 1 企業への交付限度額 2 億 3,000 万円(うち雇用分:3,000 万円) 羽咋市産業建設部商工観光課 TEL 0767-22-1118 https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/hojyokin\_jyosei/2/4071.html 野々市市本社機能施設立地促進補助金 次の要件を満たす者 ○助成内容 野 |新設: 当該施設の操業時に常勤従業員の数が 5 人以上かつ 投資額×補助率 (新設:10% 増設:7.5%) +新規雇用常勤従業員数 (市民に限る) 投資額が5,000万円以上又は操業開始後1年以内に野々 × 50 万円 市市に住所を有する常勤従業員の数が3人以上 ○限度額 増設:投資額が2,000万円以上かつ操業開始後1年以内に 新設:2億円 増設:1億円 野々市市に住所を有する常勤従業員の数が2人以上又は既 存本社機能施設の床面積が2割以上増加 野々市市地域政策部地域振興課 TEL 076-227-6160 https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/2511.html ●オフィス家賃の半額を 3 年間助成。東京から 80 分の好アクセス。環境に恵まれ子育てに適した人口 36 万都市 ・中心市街地・中山間地域、工業系・商業系用途地域でオフィー①オフィス家賃(税抜)の半額を3年間助成(上限500万円/年)②開設初年度に要し スを賃借し、事業所を新増設 た建物改修費、事務機器取得費、リース料等の半額(限度額 50 万円) ※事業開始3年以内に5人以上の長野市民を常用雇用し、1年以上継続雇用した場合は、 ・常用雇用者を5人以上雇用(中山間地域は2人以上) ・指定業種はコールセンター、ICT、バックオフィス等 1人10万円の雇用助成もあり(転入者含む)【詳しくはお問合せください】 長野市企業立地課 TEL 026-224-6751 https://www.city.nagano.nagano.jp/n140900/contents/p003899.html ●岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金 対象業種:コールセンター業 限度額:合計5億円(賃借の場合、合計3億円) ・操業開始日に市内居住従業員(雇用保険被保険者)が20 |・継続して雇用する市内居住の正社員 1 人につき 10 万円(最長 5 年間) ・通信関連経 阜 人以上 • 投下固定資産(土地、建物、償却資産)5000 費 1/4 以内(最長5年間)・投下固定資産の取得経費1/10以内(賃借の場合は1/4 万円以上(取得の場合) 以内) (1年間) ・事業所賃借料 1/4以内(最長5年間)(賃借の場合のみ)

| 岐阜市経済部企業立地推進課 | TEL 058-265-3989 | https://www.city.gifu.lg.jp/info/soshiki/1010473/1010479.html

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●大垣市コールセンター等立地促進事業補助金

|対象業種 : コールセンター、データセンター、ソリューショ|助成内容:①事業所の賃借に支払った経費の 1/4 以内 ※敷金・礼金等除く ンセンターを設置する事業者

|補助要件: ①ソフトピアジャパン(センタービル、アネック

ス、ワークショップ 24) に入居②市民を新たに 10 人以上 用雇用

に対する固定資産税(償却資産)相当額 ③通信回線を使用した経費の 1/8 以内 ④市 民の新規常用雇用者が操業開始日から引き続き 1 年間雇用された場合、1 人につき 18 万 円 補助期間:①~③ 5年間 ④1年間(操業開始後1年後に交付)

( データセンター、ソリューションセンターは 3 人以上 ) 常|限度額:①~③ 100,000 千円(5 年の通算額) ④ 18,000 千円

その他: 事前に指定を受ける必要あり

大垣市経済部産業振興室 TEL 0584-47-8609 https://www.city.ogaki.lg.jp/0000007538.html

#### ●静岡市企業立地促進事業(事務所賃借事業)補助金

①本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事 務所を賃借する ②事務所の賃貸借契約期間が2年以上 ③事務所の床面積が300 ㎡以上または従業員の数が30人 市

コンタクトセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助 成します。

①建物賃借料の 1/2 × 2 年間

以上 ④事務所で行う業務についての実績が、概ね1年以 | ( 敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に 要しない経費を除く) 限度額: 1,000 万円(1年度につき500万円)

静岡市経済局産業基盤強化本部企業立地係 TEL 054-354-2407 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2433/s003862.html

#### ●浜松市都心オフィス進出支援事業費補助金(大型オフィス)

対象区域:中心市街地活性化の方針区域内

補助要件:①区域内で新たにオフィスを賃借・開設

市 用部分除く) 又は常時雇用者数 50 人以上(うち市内在住 正社員 25 人以上) ※事業開始日から引き続き 5 年以上、

①建物賃借料※の 1/2 相当額×36 か月(上限月額 100 万円)

②通信回線料※の 1/2 相当額×36 か月(上限月額50万円)

②開設前に5年以上の事業実績 ③床面積400㎡以上(共|③新規常時雇用者1人あたり50万円(事業開始日を含む1年以内に雇用され、1年以上 経過した市内在住正社員が対象。ただし3年以内に常時雇用者が50人(うち市内在住正 社員25人以上)になった場合のみ)

※敷金、権利金、共益費、消費税等を除く

浜松市産業部産業振興課 TEL:053-457-2285 https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/commerce/office/index.html

#### ●神戸市オフィス賃料等補助

次のいずれの要件にも該当するもの

(1) 市内にオフィスを移転・新設される企業

(2) 常用雇用者が5名以上。BPO・コールセンターについ ては常用雇用者 1 人以上、従業員 20 人以上および賃借面 積 100 ㎡以上

※事業実施義務期間:6年間(1,500㎡以上の場合は10

年間)

①オフィス賃料補助 補助額:賃料の1/4 (IT 関連企業1/2)

(限度額:月1,500円/m²(IT関連企業月3,000円/m²)、年1,000万円)

期間:3年間(1,500 ㎡以上の場合は5年間)

②雇用加算(限度額:1億円)

新規市内転入者 1 人当たり 120 万円 (有期雇用者の場合は 20 万円)、

新規市民雇用者 1 人当たり 100 万円(有期雇用者の場合は 15 万円)

神戸市経済観光局企業立地課 TEL:078-984-0291 https://kobe-investment.jp/

#### ●奈良市への IT・クリエイティブ企業の立地をサポート!【奈良市サテライトオフィス等設置推進補助金】

【対象】奈良県外の企業によるコールセンター等の設置 【要件】・創業後3年以上経過、かつ常勤雇用者5名以上

・設置するオフィスの面積が 10 ㎡以上 等 良

★市内シェアオフィス個室への立地や、同個室からの拡大 移転も対象となりました。

【補助上限】500万円(本社設置の場合は600万円)【補助率】1/2 【補助対象経費】設計・工事費、設備投資費、賃借料、求人広告費等

★奈良県は女性就業率の伸びが全国 1 位! 優秀な人材を多く雇用できたため、進出企業 が事業を大規模に拡大、180名規模の大型採用を実現。

★「企業立地コンシェルジュ」が物件探しから操業後の支援まで、ワンストップでサポー トします。お気軽にご相談ください!

奈良市産業政策課企業誘致係 TEL:0742-34-4741 MAIL:ricchi-nara@city.nara.lg.jp https://www.city.nara.lg.jp/site/ricchi/87089.html

# **BPOセンター** を立地するなら



手厚い制度でサポートします!

やっぱり



★飛行機、新幹線で 各地に楽々アクセス♪

★豊富な人材で 雇用もしやすい!

★2023年4月より BPO、コールセンター 向けに要件緩和!!

オフィス賃料

補助

※限度額: 最大1,000万円/年 IT関連企業など

補助

※エリア要件があります

雇用支援 正社員1人あたり

補助

TEL: 078-984-0291

WEB: http://kobe-investment.jp/



兵庫県

自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 治【対象要件】 【助成内容/限度額】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト **●①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金** ④オフィス賃借補助金 ⑤航空運賃補助金 ・新規地元雇用者と転入雇用者の正社員総数3人以上 ①(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×30万円(3年間適用) ②投下固定資産額等× 和 (和歌山市は5人以上) 30% (1 千万円以上である場合に限る) ③通信回線使用料×50%(3 年間適用) ④ 歌 ・正社員数 21 人以上 賃借料×50%(3年間適用) ⑤東京 - 南紀白浜の航空機を利用した回数×6,000円(3 ・ 直近決算期の年間売上高が正社員 1 人あたり 在間適田) 累計限度額:新規地元雇用者と転入雇用者の総数により1億円~3億円 1,200 万円以上 和歌山県企業立地課 TEL 073-441-2748 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/index.html ▶①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金 ④用地取得奨励金 ⑤オフィス奨励金 ・新規地元雇用者及び転入雇用者合計 5 人以上 ①固定資産税・都市計画税相当額の3倍(2億円限度) ②新規雇用者数と正社員純増数 ・事業所の正社員純増数 5 人以上 のうち少ない人数×60万円(4千万円限度) ③新たに設置される緑地に係る工事費用 歌 ・全事業所の正社員数が合計で21人以上 ×50% (1千万円限度) ④事業所用地の購入費の最大10% (2億円限度) ⑤オフィス ・ 直近決算期の年間売上高が正社員 1 人あたり 賃借費用×50%(各年度1千万円限度、3年間適用、市の指定する地域への立地に限る) 市 1,200 万円以上 和歌山市産業政策課 TEL 073-435-1040 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/index.html ●①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④事業所等設置奨励金(市内移転) ①④ア. 固定資産税相当額(5年間) イ. 立地に必要な施設の改修を行ったとき、施設改 ①②③・投下固定資産総額3千万円以上 (中小企業の場合は、1千万円) 修費の 1/3 (500 万円を限度) ②新規雇用者 1 人あたり 15 万円 (2 年目以降は純増分 ・新規雇用者及び転入雇用者 3 人以上 を対象とし、3年間で100人を限度) ③操業開始後1年以内に3人以上継続して雇用 ④・正社員数 21 人以上・直近決算期の年間売上高が正社 する場合、民間施設の賃借料及び通信回線使用料の 1/2(3 年間で各期間 1 千万円を限度 ) 員 1 人あたり 1,200 万円以上・投下固定資産総額 3 千万 円以上(中小企業の場合は 1 千万円) 田辺市商工振興課 TEL 0739-26-9970 http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi\_sien.html ●①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金 土地・家屋の取得 ①ア.閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の 1/2 相当額(5年間) ・3 人以上の正社員雇用 イ.新たに新増設した場合 固定資産税の 2/5 相当額 (5 年間) ②正社員雇用 1 人につき 10 万円(町内在住者に限る)(1 回限りで 1 千万円限度) 白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 http://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/jigyosha/1452760032377.html 「ものづくり×IT のまち」への企業立地を支援します。 対象業種:ソフト産業(コールセンター業、ソフトウェア業、①立地奨励金:投下固定資本総額の 20%~30%(限度額 3,000 万円) ②雇用促進奨 情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、「励金:2 人以上の従業員を新規雇用し、 そのうち、 市内に住民票を置くものの人数× 50 安 インターネット広告業、機械設計業、データセンター業、シェ|万円(限度額 5,000 万円) ③家賃助成金:賃借料またはリース料の月額 1 / 2 相当額 来 アードサービス業、非破壊検査業等) (限度額月額20万円、96月以内) ④改修費助成金: 改修費等の3/4相当額(限度額 750 万円) ⑤用地造成助成金: 用地造成費等の 20% (限度額 2 億円) 安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課 TEL: 0854-23-3107 https://www.city.yasugi.shimane.jp/shigoto/shokokanko/kigyouyu-ritti/syoureikin-soft-syukuhaku.html ▶IT・デジタルコンテンツ産業、バックオフィスの立地を支援します 岡山県 ・対象事業:① IT・デジタルコンテンツ産業(ソフトウェア業、|・ 設備補助金:事業所整備費(施設整備費、事務機器購入費)× 1/2 インターネット附随サービス業、映画・ビデオ制作業、ア (限度額: ①500万円 ②300万円) 出 ニメーション制作業、デザイン業) ②バックオフィス 賃料補助金:事業所年間賃料及び共益費×1/4×3年間分(限度額:300万円/年) • 県内新規常用雇用者数: ①5人以上 ②10人以上 ・人材確保奨励金:市内新規常用雇用者数×60万円(障がい者120万円) ※本社・中四国支店、工場・研究所、物流施設等の立地支援制度については下記までお問 い合わせください。 岡山市産業観光局商工部産業振興課 TEL 086-803-1328 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000017691.html ●地域活力創出型オフィス誘致促進助成 (令和8年3月31日まで) 次の要件のいずれにも該当するもの ○オフィス賃借料 オフィス賃借料×県内の市町と同率・同期間/限度額:県内の市町と ①広島県内の市町が同種の助成をする企業 同額 鳥 ②新規雇用常用労働者 3 人以上(県外の事業場等から新た ○通信回線使用料 通信回線使用料×県内の市町と同率・同期間/限度額:県内の市町と 県 に転入する者を含む) 同額 広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 https://kurukuru.hiroshima.jp/support/officelab/ ●広島市企業立地促進補助制度 市内に建物を賃借して立地する企業で、次の条件を満たす

もの ・コールセンター、BPO、情報サービス業等

広島広域都市圏域内初立地(常用労働者数5人以上(中 小企業は 2 人以上))又は大規模雇用(50 人以上)

・オフィスの賃料年額×補助率 1/2 (限度額 1,000 万円) × 3 年間 ※1年度ごとに交付

広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/115/4435.html

#### ●呉市企業立地条例助成制度

①ソフトウェア業等誘致促進事業(賃貸が対象) 事務所等を市内に新増設し、新規雇用従業者(呉市在住) 3 人以上雇用

市 ②サテライトオフィス誘致促進事業

市外に本店を置く企業のサテライトオフィス新設で、常 時雇用従業者(本店等の従事者等に限る)1人以上常駐

①助成額:正社員 50 万円 / 人、パート 20 万円 / 人・5 年間 (2 年目以降純増分)、設備 投資 助成額: 改修等に係る固定資産税評価額の50% 限度額2、000万円、通信回線 使用料 助成額:50%・5年間 限度額1、000万円/年

②助成額:正社員 50 万円 / 人・3 年間(2 年目以降純増分)、設備投資 助成額:改修 等に係る固定資産税評価額の50% 限度額500万円、通信回線使用料 助成額50%・ 3年間 限度額:100万円/年

呉市産業部商工振興課 TEL: 0823-25-3310 https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/yuuguuseido.html



治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

●サテライトオフィス等誘致促進助成金

方 賃貸等により市内に新たに事務所を開設し、新規雇用者3

事務所賃借料、通信回線使用料の50% (上限額100万円/年)を、3年間助成。

原 人以上(市外からの転入者を含む)を雇用すること。

市 竹原市企画部産業振興課 TEL 0846-22-7745

https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/gyomuannai/6/1/1/2228.html

#### ●三原市サテライトオフィス等誘致事業補助金

市内の空き家等又は空き公共施設を活用し、サテライトオフィスを設置する事業であって、次の要件のいずれにも該当すること ○情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業 ○常駐責任者を1人配置 ○5年以上は市内で事業を継続

○不動産賃借料の50%(3年間、上限300万円/年)

○通信回線使用料の50%(3年間、上限500万円/年)

|○自動車リース料(3年間、上限2万円/月)

○オフィス改修費用の 50% (最大 50 万円)

○通信回線引込料の50%(最大5万円)

○備品購入費用の50%(最大50万円)

三原市経済部商工振興課 TEL: 0848-67-6013 https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/111024.html

#### ●情報サービス事業所等設置奨励制度(令和10.3.31まで)

①賃貸借により市内に情報サービス事業所等を設置するもので、操業開始に伴い常時雇用する市内在住の従業員の数が3人以上(うち、2人以上は新規雇用)であること。②賃貸借により市内にコールセンターを設置するもので、

が3人以上(つち、2人以上は新規雇用)であること。 ②賃貸借により市内にコールセンターを設置するもので、 操業開始に伴い常時雇用する市内在住の従業員の数が10 人以上(うち、7人以上は新規雇用)であること。

①事務所賃借料及び通信回線使用料の 1/2 を 3年度助成する。(限度額: 8年度 100 万円) ②事務所賃借料及び通信回線使用料の 1/2 を 3年度助成する。(限度額: 8年度 200 万円) ①、②ともに操業開始後 1 年を経過した時点で、新規雇用の常用労働者数が 5 人以上(その他の場合は 10 人以上) のとき、1 人あたり 30 万円を助成。(限度額: 3、000 万円)

尾道市産業部商工課 0848-38-9182 https://onomichi-relocationguide.jp/

#### ●福山市企業立地促進条例適用事業

コールセンタ-

○立地場所:市内全域 ○常用従業員:新設…20人以上、 増設…新規10人以上 ○事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間、当該雇用人数が維持されるものであること ●コールセンター

新設 ○投下固定資産総額の 50%/ 限度額:100 万円 ○事業所賃借料の 50% ×最大3 年間/ 限度額:各年 600 万円 ○通信回線使用料の 50% ×最大3 年間/ 限度額:各年1、000 万円

増設 ○投下固定資産総額の 50%/ 限度額:100 万円 ○事業所賃借料の 50% × 1 年間/ 限度額:600 万円 ○通信回線使用料の 50% × 1 年間/ 限度額:1、000 万円

福山市経済環境局経済部経済総務課 TEL:084-928-1124 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keizaisoumu/323345.html

#### ●府中市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金

- •新規雇用者 1 人以上
- ・5 年以上の事業継続
- 苻 ・常時勤務する者の配置

中 |・市税(その延滞金を含む。)の滞納がないこと 市 | 初年度のみ ①~③:合計の 1/2

①オフィス改修経費②通信回線導入経費③備品購入経費

④~⑥: それぞれ 10/10

④オフィスの賃借料⑤通信回線使用料⑥保守経費

県市合わせた上限額①~③合計 100万円、④~⑥合計 200万円

府中市経済観光部商工労働課商工振興係 TEL: 0847-44-9153

https://www.city.fuchu.hiroshima.jp/soshiki/keizaikanko/syokorodoka/shoreikin/7678.html



# 多島美の瀬戸内で仕事も余暇も満喫! 中四国地方最大の120万都市

大型新築ビル続々竣工予定!

オフィス

# 賃料3年間全額補助

市、県併用時、要件及び限度額あり

お問い合わせは

ひろしまプロモーションセンター 広島市産業立地推進課

TEL:03-3591-1292 E-mail:kanto@city.hiroshima.lg.jp TEL:082-504-2241 E-mail:sangyo@city.hiroshima.lg.jp

#### 2024年8月9月合併号【地方自治体のコールセンター誘致助成制度特集】 自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 治【対象要件】 【助成内容/限度額】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●三次市オフィスビジネス系事業所設置奨励金(令和7年度末まで) 事業所等を市内に新増設し、事業を開始時に新規雇用労働 ■賃借料、通信回線使用料への補助 ①助成率:各50% ②助成期間:5年間 者を、情報サービス業及びインターネット付随サービス業 ③限度額の設定:500万円以内/年間 ※賃借料、通信回線使用料を合せて。 の場合3人以上、コールセンター業の場合は10人以上を ■雇用奨励金 ①助成額:1人あたり100万円 ②助成期間:3年間 ③限度額の設定: 雇用すること なし ④条件:操業開始後3年間で雇用した従業員を対象とし、1年以上の雇用実態があ り、三次市に住所を有する者の数に応じて交付。1 人につき 1 回限り 三次市産業振興部商工観光課商工労働·企業誘致係 TEL: 0824-62-6621 https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/shoukou\_m/kigyou/hitech-.html ●庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金(令和6年度末まで) ○市内に営業拠点等を有していないもので、新たにサテラ •建物取得費•改修費 上限:取得200万円、改修50万円 •光回線工事費 庄 | イトオフィスを開設すること ○3年以上継続して事業を 上限:50万円・自動車リース料(3年間補助) 5万円 ・備品購入費 上限:月 上限:月額4万円 ・光回線使用料(3 行う意思があること 〇1人以上の常用雇用労働者を雇用 額1万8千円 ・建物賃借料(3年間補助) 又は異動させること ○要綱に定める業種を営むこと ○ 年間補助) 上限:月額2万円 • 補助率は、各補助メニュー対象費の 1/2 暴力団等と密接な関係を有しないこと 庄原市企画振興部商工観光課 TEL: 0824-73-1178 https://oiden-sai.com/ ●サテライトオフィス等誘致促進助成金 事務所等を市内に新増設(賃貸等による設置を対象)し、 ①イニシャルコスト〔初年度のみ交付〕 助成率 30% 新規雇用従業者を1人以上(市外からの転入者を含む)を 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 雇用すること ②ランニングコスト〔3年度交付〕 助成率 50% 島 オフィス賃料、情報通信システム保守・使用料、通信回線使用料 ※各年度 500 万円 市 を上限に最大3年度 東広島市産業部産業振興課 TEL: 082-420-0921 http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/5/4/13270.html ●廿日市市オフィス誘致促進助成金 廿 │○廿日市市内に建物を賃借し、事業所を移転・新設してコー│助成額は、次の経費のうち市長が適当と認めるものの総額の 1 / 2 (各年度 200 万円を ルセンターに付随する事業等を行うもの 上限に3年間) ○新規雇用常用労働者が 1 人以上で、3 年以上業務を継続 ・内装改修費(初年度のみ) ・設備機器購入費(初年度のみ) する予定であること。 ・オフィス賃借料 ・通信回線使用料 廿日市市産業部産業振興課 TEL: 0829-30-9126 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/25/50431.html ●サテライトオフィス等進出支援 市内に企業活動の拠点を開設し次に該当する企業 ・建物改修費、設備費、交通費(300万円を上限に1回限り)・賃借・通信費(各年度 ・県外に本社を有し、市内に本社を移転する企業 50万円を上限に3年間) ※1/2補助 経営者を含む常用勤務者が ] 名以上在勤する企業又は市 内で新規採用 2 名以上雇用する企業 安芸高田市産業部商工観光課 TEL: 0826-47-4024 http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syoukou/u525/ ●江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業 ○市内に新たに事業所を開設する者又は事業所を市内にお |○建物改修経費(空き家、空き施設等)・情報通信システム導入経費・合計経費の1/2、 いて試験的に事業を実施する者 1回限り(上限200万円) ○新規に常用雇用者を 1 名以上雇用する者 ○備品及び機器設備等の購入費・・経費の1/2、1回限り(上限100万円) ○事業所開設後、3年以上事業を行うこと ○オフィス・住居賃借料(いずれも敷金・礼金・共益費除く)、業務に必要な車両のリース料、 ○市内に開設した事業所に常時勤務する者が配置されること |通信回線利用料・・合計経費の1/2、最大3年 (年度毎の上限100万円) 江田島市企画部政策推進課 TEL: 0823-43-1631 https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3559 ●府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金(令和 7 年度末まで) 新たに次のいずれかの事務所を開設して3年以上業務を継 |・家賃、通信費を合わせて月5万円以内 府|続するもの ・事業開始の翌月から 3 年間(最大 180 万円) ①サテライトオフィス又はシェアオフィス ②新規雇用常用労働者を3人以上有する事務所(うち1人

は町内居住者。計員の転入も可。)

府中町町民生活部自治振興課 TEL: 082-286-3128 http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/11083.html

#### ●山口県 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金

◇対象業種:ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報 山 提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件:事業 所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後3年以内の者 新規雇用従業者数 5 人以上 ◇対象地域:県下全域(制 度を整備した市町)

① (通信回線使用料 + 家賃) × 1/2 以内 ②新規雇用従業者数× 15 万円以内 限度額:①2千5百万円又は事業に要した経費の1/4の額(年額)のうち、いずれか低 い額 最長3年間 ②1回限り ※市町に対し補助

山口県産業労働部 企業立地推進課 TEL 083-933-3145 http://kigyo-r.pref.yamaguchi.lg.jp/

「地方自治体のコールセンター誘致助成制度」 は専用 Web ページからもご覧になれます。

https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi\_josei.html

П



治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

●下関市企業立地促進条例に基づく奨励金制度

対象:情報通信業、コールセンター業 (インハウス型を含む)、バックオフィス

関 要件:新規雇用者5人以上、5年以上の操業

」 ※新規雇用者は、雇用保険の被保険者であり、雇用期

間が1年以上で、本市在住の者

大 30 万円 (3 年間) 助成制度の詳細は、お問い合わせ下さい。

①回線使用料:回線通信料の 1/2 相当額(3 年間)

②事務所賃借料:事務所賃借料の1/2相当額(3年間)

下関市産業振興部 産業立地・就業支援課 TEL 083-231-1357 https://shimonoseki-kigyorich.jp/59601.html

## ●宇部市の支援制度 ①宇部市情報・通信産業等立地促進補助金 ②宇部市まちなかオフィス立地促進補助金

#### 【対象要件】

上など

1 ① 3 年以上の事業活動実績、新規雇用従業者数 5 人以上など。 ② 1 年以上の事業活動実績、新規雇用従業者数 1 人以

用従業者 1 人につき 30 万円を補助 (限度額 3,000 万円 (1 回限り)) ②家賃の 1/2、新規雇用従業者 1 人につき 20 万円、施設整備費の 1/2、出張に係る交通費 1 人につき 3 万円の補助 (限度額等の詳細については HP を御参照ください。)

宇部市 産業経済部 企業立地推進課 TEL 0836-34-8361

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/kougyou/1013798.html

#### ●①情報関連産業等支援補助金、②情報関連産業等雇用促進補助金、③情報関連産業等施設整備補助金

①②◇対象:ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報

| 提供サービス業、コールセンター業等 | | ③◇対象:①②の補助金対象となる企業が進出するオフィ

□◇◇対象・①②の帰助並対象となる正実が進出するカフィスビル等の所有者又は進出企業

その他、小郡都市核に事業所等を新たに開設する法人について助成があります。詳細は、お問合せください。

①◇(通信回線料・事務所賃借料・研修費)×1/2 ◇限度額 2 千万円(1 年間) 最長 3 年間 ※投下固定資産総額 3 千万円以上、従業員数 30 人以上の場合は、限度額 5 千万円/年 最長 3 年間

③雇用奨励金:1人1回限り 正社員1人につき最大65万円、非正社員1人につき最

①通信回線使用料と家賃の 1/2 を補助(限度額 2,000 万円 / 年。最長 3 年間)。新規雇

②◇新規雇用従業員数× 40 万円 ◇新規雇用短時間従業員× 30 万円 ◇限度額なし ③◇高速通信回線導入等に要した費用× 1/2 ◇限度額 200 万円

山口市商工振興部產業立地推進課 TEL 083-934-2813 https://www.oidemase-yamaguchi.com/

#### ●萩市 I T・サテライトオフィス誘致推進補助金

◇対象業種:ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報 提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件:事業

所等を新たに市内に設置し、新規雇用従業者数 5 人以上 ◇対象地域:市内全域

① (通信回線使用料 + 家賃 ) × 1/2 以内、上限 2,500 万円(3 年以内) ②新規雇用従業者数× 30 万円 ③施設改修経費× 1/2 以内、上限 500 万円

萩市商工観光部 企業誘致推進課 TEL 0838-25-3811

#### ●岩国市IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金

◇対象業種:コールセンター業、ソフトウェア業等 ◇対象要件:

岩 ・ 市外事業者が事業所等を新たに設置した場合 国 ・ 新規雇用従業者3人以上が市内に在住(※)、等

市 ※オフィスに代表者又は従業員1名以上常駐の場合は①のみ適用

① ( オフィス開設にかかる経費 ) × 1/2 以内 + ②新規雇用従業者数× 30 万円以内

限度額:①500万円 ②1回限り

令和元年からの 5 年間で IT 企業 10 社進出! 詳しくはお気軽にお問い合わせください。

◇対象地域:市内全域

岩国市産業振興部 商工振興課 企業立地推進室 TEL 0827-29-5110 https://www.city.iwakuni.lg.jp/site/kigyouseisaku/29859.html



県

#### 自 ●事業名 (期間) または アピールポイント

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●柳井市 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金

提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件:法人

等として3年以上の事業活動実績がある市外事業者が、事

業所等を新たに設置した場合 新規雇用従業者数 5 人以上

◇対象地域:市内全域

◇対象業種:ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報 │① ( 通信回線使用料 + 家賃 ) × 1/2 以内 ②新規雇用従業者数× 30 万円以内 限度額: ① 2 千 5 百万円 (1 年間) 最長 3 年間 ② 1 人 1 回限り

柳井市経済部 企業立地・雇用創造推進室 TEL 0820-22-2111 https://www.city-yanai.jp/soshiki/67/

#### **▶①周南市情報・通信産業等支援補助金 ②周南市まちなかオフィス立地促進事業補助金**

①◇業種:情報処理サービス業、コールセンター業ほか ◇要件:市外事業者が徳山駅・新南陽駅周辺エリアに事

圕 業所を新設すること

②◇業種:情報通信業、サービス業ほか ◇要件:徳山駅周辺エリアにオフィスを新設すること ※①②とも従業員雇用要件あり

①(A)(事務所と駐車場の賃借料+通信回線料)×1/2 (B)研修費×1/2 初年度限り (A) + (B) で最大 2,000 万円 / 年 (最長 3 年間)

(C) 新規雇用従業員×最大30万円/人 最大3,000万円/年(最長3年間)

② (A) (事務所と駐車場の賃借料) × 1/2 最大 150万円/年(最長 3年間)

(B) 新規雇用従業員×20万円/人 最大200万円 【詳しくはお問い合わせください】

周南市産業振興部 商工振興課 企業立地推進室 TEL 0834-22-8223 https://www.city.shunan.lg.jp/life/6/25/116/

#### ●コールセンターに対する優遇制度

#### ★★★全国トップクラスの助成制度です!!★★★

コールセンター(インバウンドを主体とした事業)

助成対象:新設事業所であって、新規地元雇用される者が 操業開始の日から 1 年以内に 10 人以上であること 島

※過疎地域への立地は緩和要件あり

★★★各市町村の助成と併用できます★★★

①新規地元雇用:正社員 70 万円 / 名、パート等 40 万円 / 名(5 年間)【限度額なし】

②事務所賃料:50% (5年間) 【限度額 2,000 万円 / 年】

③専用通信回線使用料:50%(5年間)【限度額2,000万円/年】

④リース経費:50%(1年間)【限度額1,000万円】

⑤研修経費:50%(5年間)【限度額1,000万円/年】

⑥投下固定資産:20%(操業開始から 1 年以内に整備したもの) 【限度額 2,000 万円】

徳島県 経済産業部 企業支援課 TEL 088-621-2155 https://www.pref.tokushima.lg.jp/promoting/

#### ●徳島市企業立地促進条例に基づく情報通信関連事業の立地に関する奨励措置

|対象業種:コールセンター(インバウンド事業)、データセ |①雇用奨励金 ンター、ソリューションセンター、事務処理センター、デ ジタルコンテンツ、クラウドサービス

助成要件:①市内に事業所を新設する場合であって、新規 に地元雇用される者が操業開始の日から 1 年以内に 5 人以

奨励金額: 交付対象者 1 人につき 40 万円

②施設整備費補助金 補助額:施設の整備に要した費用の4分の1または1年目の雇用 奨励金のいずれかの低い額

③入居施設賃料補助金※指定区域に事業所を新設する場合に限る

補助額:入居する施設の賃料の4分の1の額

(助成期間、限度額等、詳しくはお問合せください) 上であること

德島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/kigyoritti/koujo.html

#### ●小松島市情報通信関連事業立地促進補助金

◇対象業種:コールセンター、データセンター等 

・情報通信関連事業:事業開始から5年以内に新規雇用従 業員 5 名以上雇用

・クリエイティブ事業及びSOHO事業及び本社機能移転 事業: 事業開始から5年以内に新規雇用従業員1名以上雇 用

◇対象地域:市内全域

①施設整備等奨励金:改修費補助もしくは賃借料補助のいずれか 改修費補助:施設整備に要した経費の50%限度額:200万円

※事業所の開設に係るその他の補助金を受けている場合は30% 賃借料補助:事業所等の不動産資産の賃借料の 50% 限度額:年間 30 万円

※事業開始から3年間

②新規地元雇用奨励金:常用労働者 40 万円 / 名、契約社員又はパート社員 20 万円 / 名 限度額: 2,000 万円 期間: 5 年間

※2年目以降は純増員に限る

奨励金の詳細についてはお問い合わせください。

小松島市 商工観光課 TEL 0885-32-3809

#### ●阿波市企業立地促進条例

#### ◇対象業種

コールセンター業、情報サービス業、インターネット付 随サービス業、映像・音声・文字情報制作業

◇対象要件

投資固定資産総額 2,000 万円以上

新設: 常時使用の従業員数 5 人以上 (新規及び地元雇用

以外も可) 増設:新規地元雇用5人以上

◇対象地域:市内全域 阿波市 商工観光課 TEL 0883-36-8722 ①税の減免(固定資産税は土地・家屋・償却資産にかかるもの全て)

新設の場合:固定資産税 3年間全額免除、以後2年間半額 法人市民税 3年間全額免除

増設の場合:固定資産税 2年間全額免除、以降1年間半額

②土地の取得

購入: 購入費の 1/10 を交付【限度額 1,000 万円】

賃借:賃借費の 10/10 を 3 年間交付【限度額 100 万円×3 年間】

③雇用奨励金 新規地元雇用従業員 1 人につき 50 万円を交付【限度額 1,000 万円】

#### ●美馬市事業所等設置奨励条例

◇対象要件:投下固定資産額 3,000 万円(増設・移設は 2,000万円)以上、新規雇用従業員5人以上(増設・移設 にあっては5人以上、かつ2割以上の増加)※中小企業者 は緩和要件あり。

◇対象地域:市内全域

美馬市 経済部企 業応援課 TEL 0883-52-1263

①雇用奨励金:地元新規雇用従業員 1 人につき 40 万円(限度額:4,000 万円)期間:3 年間 ②事業所等設置奨励金:施設整備に要した経費 1/2 の金額 限度額: 1,000 万円 ③人材確保支援奨励金:採用に要した経費の2/3の金額 限度額:50万円 ④雇用者 研修費奨励金:県外での実務研修に要した経費の 1/2 の金額 限度額:100 万円(5 万 円/人・年) 期間:5年間 ⑤情報提供奨励金 事業所の開設に伴う投下固定資産額の1% 以内の額 ※奨励金の詳細についてはお問い合わせください。

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ● 三好市企業立地促進条例(情報通信関連企業奨励金)

コールセンター、データセンター

助成対象:情報通信関連企業奨励金の指定企業が、企業を 立地し、新規雇用従業員を10人以上かつ引き続き1年以 上雇用したとき。

①新規地元雇用:地元雇用1人につき年額20万円(雇用期間に定めのない新規雇用1 人につき年額 40 万円)

交付期間 5年以内、総額 3,000 万円を限度(但し2年目以降は純増員分に限る) ②施設整備:(1)福利厚生施設の整備 (2)環境保全施設の整備 (3)その他事業活動に 必要な施設の整備。

施設整備に要した経費の2分の1以内、交付は1回限り、1,000万円限度。

#### 三好市 商工政策課 TEL 0883-72-7645

#### ●情報通信関連企業奨励金

◇コールセンター、データセンター

◇対象要件:情報通信関連企業奨励金の指定企業が、企業 を立地し、新規雇用従業員を10人以上かつ引き続き1年 町 以上雇用したとき。

◇新規雇用従業員 1 人につき年額 20 万円以内の額を交付します。

- ・交付期間は5年以内
- ・総額 3,000 万円を限度
- ・2年目以降は純増員に限る

#### 東みよし町 産業課 TEL 0883-79-5345

#### ●香川県企業誘致条例

新規常用雇用者 10 人以上

(新規常用雇用者数は、交付申請時に10人以上在職してお り、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の 平均が 10 人以上であること)

・土地を除く投下固定資産額の 15% (2 回目以降は 10%) ・事務所賃借料、通信回線 使用料の 1/2(3 年間) ・通信機器賃借料(5 年以上のリース機器)の初年度分の 1/2(1 年間)※事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料は、それぞれ上限年 2,000 万円。 11 人目以降の新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・限度額: 3年間で5億円

香川県商工労働部企業立地推進課 TEL 087-832-3354 https://yuchi-100plan.pref.kagawa.lg.jp/

#### ●高松市企業誘致条例

• 瀬戸 • 高松広域連携中枢都市圏の構成自治体内に住所を 高 有する新規常用雇用者又は新規短時間労働者 10 人以上 (新規常用雇用者数等は、交付申請時に 10 人以上在職して おり、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者 の平均が 10 人以上であること)

・投下固定資産額× 15% ・事務所賃借料、通信回線使用料の 1/2(3 年間 ) ・通信機 器賃借料の 1/2(1 年間) ・対象要件に該当する新規常用雇用者数×30 万円 (3 年間。 2 年目以降は純増分のみ。) ・対象要件に該当する新規短時間労働者数× 15 万円 (3 年 間。2年目以降は純増分のみ。)・その他障がい者加算等の加算制度あり。 3年間で2億円

高松市企業立地推進課 TEL 087-839-2412 https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/sangyou/yuchi/yuchi.html

#### ●丸亀市企業立地促進奨励制度

• 市内新規常用雇用者 10 人以上

丸 (交付申請時の新規常用雇用者が10人以上在職しているこ と)

・土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部 分) ・市内新規常用雇用者数× 20 万円 ( 初年度のみ ) ・市内新規短時間労働者数× 10 万円(初年度のみ) ・市内新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30 万円 ・市内新規短時間労働者数のうち障害者に該当する者の数×15万円 ・限度額:3年 間で5億円

丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844 http://www.city.marugame.lg.jp/page/3074.html

#### ●坂出市企業誘致条例

•市内新規常用雇用者 25 人以上

(交付申請時の新規常用雇用者が25人以上在職しており、 かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の 平均が25人以上在職していること)

・投下固定資産額×5/100(3年間。市有地については土地代含む。2年目以降は純増分 のみ。) ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。)

・市内新規短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。)

・限度額:3年間で1億円

坂出市産業観光課 TEL 0877-44-5103 https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/sangyoukankou/yuuguu.html

#### ●観音寺市企業立地促進条例

・常用雇用者5人以上

(交付申請時に、当該施設での勤続期間が6か月以上で、

香川県内又は本市に隣接する自治体に6か月以上住所を有 するものが 5 人以上在職していること)

新たに賦課された固定資産税等相当額(3年間)

常用雇用者数×30万円及び短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ)

事務所賃借料、通信機器賃借料、通信回線使用料の年額 1/2 (3年間)

· 限度額: 1 年目 2,000 万円、2 年目及び3 年目各 1,000 万円

観音寺市商工観光課 TEL 0875-23-3933 https://www.city.kanonji.kagawa.jp/site/kigyo/366.html

#### ●さぬき市企業立地促進条例

•市内新規常用雇用者数 25 人以上

・土地を除く投下固定資産額×5/100(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・土地に係 る投下固定資産額×10/100(市有地取得の場合) ・市内新規常用雇用者数×10万円(3 年間。2年目以降は純増分のみ。) ・市内新規短時間労働者数×5万円(3年間。2年目 以降は純増分のみ。) ・限度額 1 億円 (市有地取得の場合は、2 億円)

さぬき市商工観光課 TEL 087-894-1114 http://www.city.sanuki.kagawa.jp/location/system

#### ●東かがわ市企業立地促進補助金交付要綱

①投下固定資産額 500 万円以上 (土地を含む)。土地は建 物の水平投影部分が対象。土地取得のみは対象外。業務開 始前3年以後に取得したものが対象。②新規雇用(必須で はない)は投下固定資産額算定に併せて加算可。業務開始 後2、3年目に純増で対象。

①土地を含む投下固定資産額の 10% (限度額…雇用無: 1.5 億円、雇用有: 2 億円) ②雇用加算(2、3年目は純増で追加)

• 新規常用雇用者数…25 人以上:50 万円 / 人、5 人以上:25 万円 / 人、5 人未満:20 万円 / 人 • 新規短時間労働者数…25 人以上:30 万円 / 人、5 人以上:15 万円 / 人、 5 人未満: 10 万円 / 人

③固定資産税納付相当額の2分の1の額(5年間)

東かがわ市地域創生課 TEL 0879-26-1276

https://www.higashikagawa.jp/jigyoshanohohe/sangyoshinko/kigyoyuchi\_kigyoritchi/3642.html

畠

市

ぬ

き

市

17

#### 【助成内容/限度額】

#### 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●三豊市企業立地促進条例

#### •市内新規常用雇用者 5 人以上

(交付申請時の新規常用雇用者が5人以上在職しており、 かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の 平均が5人以上在職していること)

・新設の部分に対して賦課された固定資産税以内の額・通信機器賃借料の年額の 1/2・事 務所賃借料(市の管理する施設は除く)の年額 1/2・通信回線使用料の年額 1/2・求人に 要する経費に 1/10 を乗じて得た額・市内新規常用雇用者数× 20 万円 (8 年間。2 年目 以降は純増分のみ)・市内新規短時間労働者数×5万円(8年間。2年目以降は純増分のみ)・ 限度額:8年間で5億円

三豊市政策部産業政策課 TEL 0875-73-3012 http://www.city.mitoyo.lg.jp/kakuka/seisaku/sangyo/8/1381.html

#### ●土庄町企業誘致条例

庄

津

町

BT

度

津

町

の

・土地の取得価額を除く投下固定資産額 3,000 万円以上

- 小豆郡内新規常用雇用者 25 人以上
- ・土地を除く投下固定資産額の5% ・事務所賃借料の25%
- ・小豆郡内新規常用雇用者数×15万円 ・限度額:3年間で3,000万円

土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/sangyo/shoko/1783.html

#### ●宇多津町企業誘致条例

・土地の取得価額を除く投下固定資産額が 1 億円以上

- 家屋及び償却資産に係る固定資産税額の金額(3年間)
- 町内新規常用雇用者数×15万円(3年間、上限1,800万円)

#### 宇多津町まちづくり課 TEL 0877-49-8009

#### ●綾川町企業誘致条例

Ш 上

・町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計人数 25 人以 ・新たに課された固定資産税額の範囲内(3 年間) ・町内新規常用雇用者数× 30 万円 (3 年間) •転入常用雇用者数× 50 万円 (3 年間 ) •町内新規短時間労働者数× 10 万円 (3 年間) ・限度額:3年間で5億円

綾川町経済課 TEL 087-876-5282 https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2019033000022/

#### ●多度津町企業立地促進条例

• 町内新規常用雇用者 25 人以上

・土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部 分) ・町内新規常用雇用者数×20万円(初年度のみ) ・町内新規短時間労働者数× 10 万円(初年度のみ)・限度額:3 年間で5億円

多度津町産業課 TEL 0877-33-1113 https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/shigoto\_sangyo/shokogyo/kigyo\_sogyoshien/1397.html

#### ●まんのう町企業誘致条例

· 敷地面積 3,000 ㎡以上 • 建築面積 1,000 ㎡以上

#### 《施設奨励金》

- ・新たに取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額(8年間) 《雇用促進奨励金》·町内新規常用雇用者数×30万円(上限600万円) 《用地取得奨励金》
- ・事業所用地等として取得した際の不動産取得税に相当する額(上限 2,000 万円)

まんのう町地域振興課 TEL 0877-73-0122

#### ●愛媛県オフィス等立地促進要綱

#### 対象要件

指定事業所に指定後 1 年以内に操業を開始すること 媛 新規雇用 20 人以上 (常用労働者に限る)

※転勤に伴い県内に住民票を移した者、県外在住で新た に雇用され通勤する者を含む。

①投下固定資産額に係る奨励金:投下固定資産の10~15%(限度額5億円) ②事業 用資産賃借料に係る奨励金:賃借料の1/2相当額(限度額年2,000万円・期間5年以内) ③通信回線使用料に係る奨励金:使用料の1/2相当額(限度額年2,000万円・期間5 年以内) ④雇用促進助成金:県内新規雇用者数(正社員)×50万円、同(契約社員、パ-ト)×30万円(限度額5億円・期間5年以内)

愛媛県経済労働部企業立地課 TEL 089-912-2260 https://www.ehime-kigyoricchi.jp/index.php



## -ルセンター・バックオフィスの進出を応援します

賃借料/共益費

3年度間で 最大**1,500**万円

設備取得·工事費

(3年度間で 最大**2,000**万円)

市民の正社員雇用

久留米市 商工観光労働部 企業誘致推進課 ☎ 0942-30-9135 🖴 0942-30-9707 🔼 kigyo@city.kurume.lg.jp

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●松山市情報通信関連企業立地促進要綱

#### 対象事業

コールセンター、事務センター等

#### 対象要件 Ш

高

・市内に新設し、又は増設すること

- ・専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと
- ・操業時において新規雇用者 20 人以上 (転勤者を含む)

①施設の工事及び機器の購入に係る費用の 1/6 ~ 1/4(10 年以内 ) ②オフィス及び通信 機器等の賃貸料の 1/6~1/4(10年以内) ③専用通信回線利用料の 1/6~1/4(10年 以内) ④新規雇用1人につき30~60万円(5年以内) ⑤正社員で松山市に住民票を 置いた転勤者 1 人につき 40~60万円(5 年以内) 限度額:総額5.5億円

松山市産業経済部企業立地・産業創出課 TEL 089-948-6549 https://www.dandanmatsuyama.com/business/top.php

#### ●高知県コールセンター等立地促進事業費補助金

新たに県内に次の業務を行う拠点を設けて事業を実施する もの。

知 対象事業:コンタクトセンター、バックオフィス、本社機 県 能(業種不問)、IT・コンテンツ企業

|☆主な補助内容 ○オフィスの賃借料 ○入居時のオフィス改修費 ○情報機器、什器等 の購入費に加えてリース料も! ○通信料・通話料 ○新規雇用に対 する雇用奨励金 ○補助限度額は最長5年間で最大15億円!

☆人材確保を国・県・市町村が連携して強力にサポートします!

高知県商工労働部企業誘致課 TEL 088-823-9881 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/

#### ●室戸市コールセンター等誘致促進条例に基づく企業立地の促進を図るための助成

対象事業:コールセンター、バックオフィス、コンテンツ 産業

補助要件:市内でコールセンター等を開設 5名以上雇用 等の要件有。

市 補助対象経費:①土地・家屋の賃貸料、②人材育成費用、 ③雇用者の給与、④人材確保に要した経費

補助期間:操業開始後 5年間

①対象経費の 1/2 (限度額 1,000 万円) ②対象経費の3/4

③スーパーバイザー 100万円/人 正社員50万円/人 パート30万円/人 ④人材確保に要した経費の 1/2

※①~④の合計が 1 会計年度 2,000 万円を限度額とする

【連絡先】室戸市役所産業振興課 TEL 0887-22-5116 e-mail:mr-010900@city.muroto.lg.jp HP: https://www.city.muroto.kochi.jp/

#### ●南国市コールセンター等設置奨励金交付要綱(インターネットで閲覧可能です)

対象事業:コールセンター、バックオフィス、コンテンツ 産業等

※事業ごとに新規常用雇用者数の要件有。

|対象経費:①人材育成費用(研修費など) ②新規雇用者の| 給与(南国市民等の要件有) ③人材確保に係る費用 ④土 地家屋賃借料

①対象経費の 1/2 ②正規社員 90 万円、非正規社員 60 万円、パートタイム労働者 30 万円

上記のうち、子育て世帯や障害者の場合は、さらに 10 万円 非正規社員やパートタイ ム労働者から正規社員に登用された場合、非正規社員は30万円、パートタイム労働者は 60万円の追加助成あり ③対象経費の 1/2 ④賃借料の 1/2 (限度額は最大 1,500万円) ※助成期間は最大5年間。交付限度額は最大4,000万円。

南国市役所商工観光課 TEL:088-880-6560 e-mail:n-kigyou@city.nankoku.lg.jp http://www.city.nankoku.lg.jp

#### ●福岡県企業立地促進交付金

【コンタクトセンター 交付要件】

以下要件を両方満たすこと

①設備投資額3千万円(1千万円)以上(土地を除く。) 出 または設備機器年間賃借料6百万円(2百万円)以上 ②県民の新規雇用50人(10人)以上

() 内の数字は政令市(福岡市、北九州市)以外の場合

○交付内容 ①設備投資額(用地取得費を除く)の2%

②業務施設・設備機器の年間賃借額の1/2

③社宅の取得・改修費の 2% ④社宅の年間賃借額の 1/2

⑤新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円

上記①~⑤の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる 限度額:1億円 ③、④は社宅5戸(中小企業者3戸)以上取得若しくは改修又は賃借する場合 ※対象設備や期間等については要相談

福岡県商工部企業立地課企業誘致係 TEL 092-643-3441 https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/

#### ●福岡市立地交付金

【コールセンター求む!!!】

福福岡市は市内へコールセンターを新設する企業をサポート します!

市 詳しくは、職員お手製のホームページをご覧ください。必 見です!

○オフィス賃借料への助成

最大 5,000 万円 ○雇用への助成

最大 5,000 万円 (最大 50 万円/人)

その他オフィス探しサポート等行っています!

福岡市経済観光文化局企業誘致課 TEL 092-711-4849 ホームページは【福岡市 コールセンター 企業立地】で検索! お気軽にご連絡ください!

#### ●北九州市オフィス立地促進補助金

・市内オフィスビルに事業所を新たに開設する企業 【対象業種】

コンタクトセンター、ソフトウェア業、 情報処理サービス業、情報提供サービス業 インターネット付随サービス業、自然科学研究所

#### 【助成内容】

・立地後3年間の年間賃借料(共益費含む)の1/2

・立地後3年間の新規常用雇用者1人あたり30万円(短時間労働者は15万円)

・「新しい働き方を実現するオフィス」への改修費用の 1/2

資金面でのご支援の他、オフィス物件探し、人材確保など様々な支援メニューで企業活動 をサポートしております!

各詳細につきましては、是非お問い合わせください。

北九州市産業経済局企業立地支援課 TEL 093-582-2065 https://www.kitakyu-kigyorichi.jp/

#### ●久留米市産業振興奨励金(コールセンター・バックオフィス奨励金)

#### 【対象業種】

コールセンター・バックオフィス

#### 【交付要件】

州

留

米

市

- ・中心市街地または久留米オフィス・アルカディア に業務施設を新設すること
- ・常時従業者数20人(中小企業等は5人)以上、 かつ市民の新規雇用者数5人以上

①オフィス賃借料等の 50%を 3 年度間助成 年間最大500万円 3年度間最大1,500万円 ②オフィス設置等費用の 50%を 3 年度間助成

年間最大800万円 3年度間総額2,000万円 ③市民の新規雇用への助成

事業開始から 1 年以内の新規雇用、 かつ1年以上の継続雇用が認められた者 正社員×30万円(非正社員:15万円) 限度額なし



制度の詳細はこちら

久留米市商工観光労働部企業誘致推進課 TEL:0942-30-9135 E-mail:kigyo@city.kurume.lg.jp

https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2050yuuchi/3020yuuguuseido/2015-0416-1038-187.html

原

市

自 ●事業名 (期間) または アピールポイント

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●オフィス系企業誘致事業補助金

立地協定を締結のうえ県内に事業所の新設等を行い、下記 業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業の ためにビルを整備する企業

①高度専門業務(雇用 5 人以上)

②ミドルオフィス業務(雇用 5 人以上) ③バックオフィス業務 (雇用 50 人以上) ①通信費の1/2 ②賃借料の1/2 ③雇用1人当たり30万円 ※高度専門業務に該当 する場合は 100 万円 ④設備投資額の 1/10 以内 (3 年以内に支出した経費)

⑤専門誌への掲載など求人情報提供のために要した経費の 1/2 ⑥有料職業紹介事業者への手数料など高度人材を採用するために要した経費の3/4 ⑦ ワーケーションの実施に要した経費の 1/2

⑧立地企業が自社ビルを建設する場合は施設整備額に雇用人数に応じた補助率を乗じた額 以内(5%~20%) ※①~⑧には各限度額あり。

長崎県産業労働部企業振興課 TEL 095-895-2657

(公財)長崎県産業振興財団企業誘致推進本部 TEL 095-820-8890 https://www.joho-nagasaki.or.jp/business/investact/

#### ●長崎市企業立地奨励条例

〇対象事業者 ①法人税の申告を3年度以上実施している 法人又はその連結子会社 ②国内外で5事業年度以上事業 活動を行っている外国法人 ③上記②の法人に財務及び事 業の方針を支配されている法人 ④内国法人及びその連結 子会社からなる 2 以上の法人で構成されている企業グル-プ ○要件 ①建物建設:投下固定資産総額、雇用人数 ②建物借上:雇用人数

①建物建設の場合 施設等整備奨励金…投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額 のいずれか低い額に15%を乗じた額 ※5年で分割 ②建物借上の場合 建物等賃借奨励金…建物等賃借費用(共益費、消費税を除く)×

50%(上限1万円/坪) ※最大3年間 ①②とも 雇用奨励金…正規 50 万円/人、非正規 30 万円/人、短時間 15 万円/人(障 害者加算あり) ※最大3年間 総限度額 合計10億円

長崎市経済産業部新産業推進課 TEL: 095-829-1273 https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/363000/p008925.html

#### ●佐世保市企業立地促進条例(新設:5 年間)

【対象要件】①大企業:投下固定資産額 2,000 万円以上、 対象施設における常用雇用者 20 人以上 ②中小企業: 用者 10 人以上

【交付期間】5年間 ※期間内に要件達成が必要

①土地取得奨励金:固定資産税評価額、取得価格の低い額の1/3~1/2(限度額:6億円) ②土地等賃借奨励金:土地・建物賃借料の1/2、5年間(限度額:2,000万円/年、 投下固定資産額 2,000 万円以上、対象施設における常用雇 |総額 1 億円) ③立地奨励金:固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額、5 年間(限 度額:3億円) ④雇用奨励金:新規雇用者50万円/人、短時間労働者15万円/人 新卒者又は UJI ターン者には更に 10 万円加算(限度額:2億円)

佐世保市経済部企業立地推進室 TEL 0956-25-9638(直通) https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/ritchishore.html

#### ●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例

【新設・改修】投下固定資産 2,500 万円以上・新規雇用 5 人以上 /【増設・移設】投下固定資産 1,000 万円以上・ 新規雇用 1 人以上

【立地奨励金】固定資産税相当額の奨励金(3年間)

【施設整備奨励金】 固定資産投下額 (土地代除く) × 5 ~ 10% (雇用数による)の補助 限度額:1億円(改修は2,000万円)

【土地家屋賃借奨励金】土地家屋の賃借料×25%(3年間) 限度額:1,000万円/年(3 年間 3,000 万円) 〇雇用奨励金 新規雇用 1 人あたり正規雇用者 50 万円 短時間労働 者 25 万円の奨励金 限度額:5,000 万円

島原市商工観光部商工振興課 TEL 0957-63-1111

https://www.city.shimabara.lg.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c\_id=3&class\_set\_id=1&class\_id=352

#### ●諫早市工場等設置奨励制度

誘致促進地区 (諫早中核工業団地外 5 ヶ所 ) 2) 減価償却 資産取得価額 3,000 万円超

②奨励金 対象要件 1) 企業誘致促進地区及び鳥獣保護区 特別地区以外 2) 減価償却資産取得価額 3,000 万円超 新規雇用者5人以上(市内立地後5年以上の場合) かつ または新規雇用者 10 人以上(市内立地後5年未満の場合) ③小長井(旧小長井町)地域における課税免除 対象要件 投下固定資産額 500 万円以上

①企業誘致促進地区における課税免除 対象要件 1) 企業 |①土地、家屋、償却資産(機械・装置のみ)にかかる固定資産税の課税免除 (3 年間) 新設・増設:全額課税免除(限度額なし) 2) 既存設備の更新: 75%課税、25%課税免 除(限度額なし)②土地、家屋、償却資産(機械・装置のみ)にかかる固定資産税相当 額を奨励金として交付(3年間) 限度額2,500万円/年度 ③土地、家屋、償却資産(機 械・装置のみ)にかかる固定資産税の課税免除(3年間、限度額なし)

諫早市経済交流部企業誘致課 TEL 0957-22-2649 (直通)

#### ●大村市企業立地奨励補助金

①施設等整備奨励補助金:投下固定資産総額 1000 万円以 |①投下固定資産総額(土地代を除く)の 10%

上(土地代を除く)で新規地元雇用者5人以上

※1年間の雇用実績要

②雇用奨励補助金:新規地元雇用者 10 人以上(但しコー ルセンターは20人以上) ※1年間の雇用実績要

大村市産業振興部企業誘致課 TEL 0957-53-5905

雇用者数による限度額

雇用者数 5 人~9 人最高 500 万円/雇用者数 10 人以上最高 1000 万円 ② 1 人につき 25 万円(正社員) (正社員以外 10 万円)

限度額 1000万円

#### ●平戸市企業立地奨励制度

①雇用促進奨励金 ②土地等賃借奨励金 ③用地取得奨励 金 ④工場等施設整備奨励金

①④の共通要件が3段階

- ・新規雇用者 10 人以上(うち正社員の市民 5 人以上)
- ・新規雇用者 5 人以上(うち正社員の市民 3 人以上)
- ・新規雇用者 2 人以上(うち正社員の市民 1 人以上) ②③の共涌要件
- ・新規雇用者 10 人以上(うち正社員の市民 5 人以上) ※①②③④1年間の雇用実績要

①対象要件が3段階あり、段階に応じて正社員の市民1人につき30万円、20万円、10 万円。交付期間 5 年間。限度額 3,000 万円。

②土地、事務所の賃借料の2/3。交付期間3年間。限度額300万円/年。

③用地取得価格の1/2。限度額1億円。

④用地取得費を除く工場等の整備費の1/5で、対象要件が3段階あり、段階に応じて、 限度額1億円、3千万円、1千万円。

平戸市企業立地推進室 TEL 0950-22-9142

https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/industry/syokou/ricchi/2022-0609-1335-118.html

20



自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 治【対象要件】 【助成内容/限度額】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●松浦市企業立地奨励金(情報処理産業奨励金) 対象要件 コールセンター、データセンター等の情報処理 ①雇用奨励金:市内在住者の年間平均雇用者数×50万円(2年目3年目は純増分) を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から3年以内 限度額:3年間で3.000万円 に市内在住の新規雇用が20名以上 松浦市地域経済活性課 TEL 0956-72-1111 ●情報処理サービス業の支援制度 対象要件 奨励措置 ①雇用奨励金 事業を開始したと認めた日から引き続き 1 年以上雇用されてい 新規常用雇用者 25 名以上 る新規常用雇用者に 1 回限り(2 年目、3 年目は、対前年比純増加人数分対象) 正社員 20万円/人、パートタイマー等 10万円 限度額:1、000万円 市 ②事務所賃貸料奨励金 実支出額の1/5以内(3ヶ年) ③設備整備奨励金 改修費の実支出額の1/5以内(1回限り) 対馬市観光交流商工部観光商工課 TEL 0920-53-6111 ●壱岐市企業立地促進事業 業種:コールセンター業・情報サービス業・インターネッ ①人材育成奨励費:月額2万/人(3年間、限度額1,500万円) ②事業所賃借料:賃 ト付随サービス業他 借料の1/2(3年間、限度額月20万円) ③設備補助:改築費5,000円/㎡と実額 要件:①中小企業法第2条に規定する会社:新設等から1 の少ない方 減価償却の対象となる備品の購入額×15/100、3年間 年以内に、新規雇用者等を 15 人以上雇用 ②中小企業・ ※限度額①~③の合計額:3年間総額3,000万円以内 小規模企業者:新設等から1年以内に、新規雇用者等を5 ④住居賃借料:1/2助成(1年間、月額5万円限度、上限120万円) ⑤社用車リース料:1/2助成(1台、月額1万円、3年間限度) 壱岐市商工振興課 TEL 0920-48-1135 ●五島市企業立地及び雇用促進条例 ①固定資産税課税免除又は固定資産税相当額の助成金(3年間) ②新規雇用1人につき 対象要件 1) 新規雇用者 5 人以上(うち正規雇用者 3 人以上) 次の金額を3年間交付(限度額2,000万円)・正規雇用50万円、非正規雇用25万円、 市 新卒正規雇用60万円、新卒非正規雇用30万円 五島市商工雇用政策課 TEL 0959-72-7862 ●西海市企業立地奨励条例 ○対象事業者 施設(工場等以外)を新設し、当該施設にお│①雇用奨励金:新規従業員 50 万 / 人・短時間 25 万 / 人 限度額 2,000 万円。②用地取 ける従業員が 10 人以上(中小企業の場合 5 人以上)○奨 (得奨励金: 用地取得費用の 1/2。限度額 5,000 万円。③施設整備奨励金: 家屋又は償却 励金①雇用奨励金:西海市に1年以上住所を有し、かつ、 引き続き雇用されていること。②用地取得奨励金:家屋又 資産の取得に要した費用に従業員数により補助率を乗じた額。限度額 5,000 万円。 ④土 地等賃借奨励金:賃借料の 2/3 で、12 か月ごとに 300 万円。 指定を受けた日から 3 年間。 は償却資産の合計取得費用が 1 億円以上かつ用地取得面積 ⑤普通財産の貸付料の減額:指定を受けた日から 3 年間貸付料を減額。⑥固定資産税の が 1 ha 以上。③施設整備奨励金:家屋又は償却資産の合計 課税免除:指定を受けた日以降に課税される年度以降3年間固定資産税を課さない。 取得費用が 1 億円以上かつ用地取得面積が 1 ha 以上。 ④土 市 地等賃借奨励金:新規雇用 10 人以上、うち従業員 5 人以上。 ※宿泊業、情報通信業又はコールセンター業を営む施設を 新設する場合は、②③は合計取得費用1億円以上。○その 他優遇処置⑤普通財産の貸付料の減額⑥固定資産税の課税 西海市新産業推進課 TEL 0959-37-00761 https://www.city.saikai.nagasaki.jp ●雲仙市工場等設置奨励制度 ①工場等施設整備奨励金:土地代を除く投下固定資産総額 ①投下固定資産総額×5~10% 限度額2億円(3年間の段階支給) 雲 5,000 万円かつ新規雇用者 5 名以上 ②市内在住新規雇用者数×20万円 限度額5,000万円(1人1回のみ) | ②雇用奨励金:土地代を除く投下固定資産総額 | 億円かつ ③限度額無し(3年間) 新規雇用者 5 人以上 又は、新規雇用者 20 人以上 ③固定資産税の課税免除:取得価格 500 万円以上 他 雲仙市企業誘致推進室 TEL 0957-47-7837 http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol\_id=17043 ●南島原市企業等設置奨励条例 ①企業等施設奨励金:投下固定資産総額(リースを除く)の6%~15%(3年間で3億 対象要件 (情報通信業) 1) 投下固定資産額 300 万円以上 円限度) ②通信費奨励金:事業の用に供する通信費の25%(3年間で1,000万円限度) 2) 新規雇用者(市内外問わず) 3人以上 ③賃借料等奨励金:事務所賃借料の25%(3年間で4,000万円限度) ④雇用奨励金: 原 新規雇用者(市内在住者)×50万円(1人あたり1回、3年間で5,000万円限度) ⑤ 市 立地奨励金:投下固定資産に係る固定資産税を3年間補助 南島原市地域振興部商工観光課 TEL 0957-73-6633 ●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金 対象要件 ①人件費:15万円/人 限度額:1,000万円(3年間) 五 1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上 新上五島町みらい戦略課 TEL 0959-53-1130 ●長与町工場等設置奨励条例 対象要件 1) 投下固定資産額 2500 万円以上 ①固定資産税相当額を奨励金として交付(3年間) 2) 新規雇用者(町民)10 人以上 ※事業に要する部分のみ 長与町役場産業振興課 TEL 095-883-1111

治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金

【対象企業】広域的業務拠点施設又は産業支援サービス業務|①投資額・投下リース資産額:投資額等の合計×10% 施設を県内に新設又は増設する県外企業で県又は市町村と

の間に立地協定を締結する企業

【補助要件】県民の新規雇用者数:50人以上

(人口減少市町村に立地する場合は5人以上)

②賃借料:事業所の年間賃借額×1/2(4年間)

③通信料:専用通信回線の年間使用料×1/2(4年間)

④雇用:新規雇用者数×20万円(非正規社員は10万円、3年間)

補助限度額:5億円 【詳細はお尋ねください】

熊本県商工労働部産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328

【企業立地ガイド KUMAMOTO】 https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00319/index.html

#### ●熊本市企業立地促進条例に基づく補助制度

対象:熊本市内に事業所を新設・増設する企業

熊 条件:常用従業員の増加

①事務センター、情報処理・提供サービス業 30人以上 ②コールセンター 50人以上 ③上記以外 5人以上 ※①②の増設の場合は20人以上

【賃料】賃料×1/2を3年間分(限度額6,000万円)

【雇用】新規等常用従業員一人当たり①正社員80万円、②転換正社員40万円、③正社 員以外 10 万円

【その他】クラウドサービス利用に係る経費×1/3を3年間分(限度額1,000万円) ※条件や補助額についての詳細は、下記までお問い合わせください。

熊本市企業立地推進課 TEL 096-328-2386 https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c\_id=5&class\_set\_id=2&class\_id=284

#### ●八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金

【対象】下記(1)(2)に該当する事業所

(1) 日本標準産業分類に掲げる情報通信業等

(2) 投下固定資産額 100 万円以上 かつ 新規市民雇用者数 3 人以上

①投下固定資産額の合計×1/3 ②事業所の年間賃借料及び投下リース資産額×1/2(3) 年間) ③専用通信回線等使用料×1/2(3年間) ④新規雇用者数(正規雇用者)×30 万円(3年間) 新規雇用者数(非正規雇用者)×15万円(3年間)

※各年度、純増者のみが対象 熊本県の補助制度と併用可!

詳細は、お気軽にお問合せください!

八代市商工政策課 TEL 0965-33-8513 http://www.city.yatsushiro.lg.jp/list00161.html

#### ●人吉市産業支援サービス業等立地促進補助金制度

・対象:市内にコールセンターや事務センター、IT 等情報 処理提供サービス業を新設又は増設する企業

・市民の新規雇用者数:5人以上

・ 立地協定:熊本県との間に立地協定を締結するもの又は 県が立会人となり市と立地協定を締結するもの

・操業開始: 立地協定から3年以内(新設の場合5年以内) に操業開始

①投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×1/3

②新規雇用者数× 20 万円(正社員)・10 万円(非正規社員) ※操業から3年間

人吉市商工観光課 TEL: 0966-22-2111 (内線 2132)

#### ●荒尾市いきいき産業立地促進補助金

①用地取得費と投下固定資産額の合計額が 1 千万円以上 ②新規雇用者数3人以上

①用地取得費の25% ②投下固定資産額の10% 賃貸料の50%※4年間 通信回線使 用料の 50%※4年間 ③市内在住の新規雇用者1人当たり30万円(雇用保険非加入者 は15万円)

【限度額】①…1 億 3 千万円 ②…③との合算で 3 千万円 ③…1 千万円

荒尾市 地域振興部 産業振興課 企業誘致推進室 TEL: 0968-63-1432

#### ●水俣市企業立地促進条例等による奨励措置及び立地促進補助金

①情報の処理や情報提供及び通信に係るサービス業関連施 設(コールセンターを含む。)で投下固定資産総額 1,000 万円以上の新設・増設

②①の業種で投下固定資産総額 1 億円 (中小企業の場合 5,000 万円)以上かつ新規雇用者 10 人以上 (中小企業の 場合5人以上)等の要件を満たす場合

①該当の場合:3年間固定資産税課税免除、雇用促進奨励金1人あたり10万円支給 ②該当の場合:用地の購入価格若しくは用地の年間賃借料又は建物その他有形償却資産の 購入価格若しくは年間賃借料から他の補助金を除いた額のうちいずれか高い方に3分の1 を乗じて得た額(限度額 5,000 万円、新規雇用者数 10 人未満の場合は 2,500 万円)

水俣市経済振興課 TEL: 0966-61-1628

#### ●玉名市企業立地促進条例に基づく奨励措置

下記全てに該当のソフトウェア業、情報処理・提供サービ ス業、コールセンター業

▼土地を除く投下固定資産総額 1 千万円(増設 500 万円) 以上 ▼新規雇用者3人(増設1人)以上 ▼工事等着手 前に市と立地協定を締結し5年以内(増設3年以内)に計

▼雇用奨励金…市内居住の新規雇用者数に応じ交付、障がい者又は女性の雇用で加算 オフィス賃貸料補助金…3 年間賃貸料の 50%、各年度上限 100 万円 ▼通信回線使用料 奨励金…3年間使用料の50%、各年度上限100万円

その他用地取得や固定資産税についての優遇措置もあります。詳細はお問い合わせくださ い!

(玉名市企業立地ガイド) https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/386/12857.html 玉名市商工政策課企業立地推進室 TEL:0968-71-2065

#### ●天草市サテライトオフィス推進事業補助金

後3年以内に本市で操業を開始したもの。

【対象企業】市外に本社機能を有する企業で、立地協定締結 □改修費補助金:補助対象経費の 1/2 以内、100 万円上限(御所浦地域は、2/3 以内、 150万円上限) ②賃貸借料補助金:賃貸借契約金額の1/2以内、90万円上限、1年間。 (操業開始日から3年経過する日までに1名以上雇用した場合は3年間) ③雇用奨励金: 1 人あたり 20 万円。 ④インターネット回線引き込み工事費: 定額、上限 10 万円 【詳細はお尋ねください】

天草市経済部産業政策課 TEL 0969-32-6786 https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034427/index.html

黄

市

荒

尾

市

22



治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

#### ●山鹿市工場等設置奨励条例

①過疎地域、情報サービス業等、取得価格 500 万円以上 ②促進区域、地域経済牽引事業計画の熊本県の承認を受け

た事業(情報通信関連分野)、取得価格 1 億円超

③市全域、情報処理サービス業・インターネット附随サー ビス業その他類する業、新設:取得価格 5,000 万円超・増 ①~③取得後 1 年以内に家屋建設着手した土地がある場合は用地取得奨励金支給(市有 設:取得価格 3,000 万円超

①②3年間固定資産税課税免除

③固定資産税 1 年目 100%·2 年目 80%·3 年目 60% 支払相当額奨励金支給

①~③市内在住者を新たに雇用し操業開始から 1 年以上常雇用した場合は雇用奨励金 1 人当たり30万円支給

財産:取得価格の5割、市有財産以外:取得価格の3割、限度額5,000万円)

山鹿市商工観光部企業誘致課 TEL 0968-41-5643 https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kiji0031246/index.html ■【A】宇土市企業振興促進条例 及び 【B】宇土市企業立地特別奨励金条例

【A】①投下固定資産総額3億円以上 新規雇用者5人以 上 ②投下固定資産総額1千万円以上 新規雇用者新設5 人以上増設3人以上

【B】用地取得面積2千㎡以上 操業開始3年以内 投下 固定資産総額3億円以上 【B】の奨励金については、詳細な条件がありますので、下記の窓口にご確認ください。 【A】①課税免除:固定資産税 6 年間 ②企業立地奨励金:固定資産税 3 年間 ●研修経費補助金 1 / 2 ●雇用促進奨励金 30 万円

【B】●設備投資促進奨励金:投下固定資産総額により 3 億円以上 10 億円未満 1 億円交付 10 億円以上 20 億円未満 2 億円交付 20 億円以上 3 億円交付 ●賃借奨励 金 用地の賃借経費(敷金、権利金などの諸経費を除く)の2分の1(月額20万円上限) 相当額を36か月分交付 ●給水加入奨励金:給水装置新設時に納入する口径別加入金相

宇土市商工観光課商工振興係 TEL 0964-22-1111 宇土市企業立地ガイド http://uto-kaihatsu.jp/index.htm

#### ●ナナメ上ノ上天草市!【上天草市企業立地及び雇用促進条例】

【適用条件】

情報サービス業・インターネット付随サービス業

①投下固定資產総額 3,000 万円以上

②新規雇用者 10 人以上

補助限度額 500 万円(事業開始後4年以内・以下より選択)

○進出基盤整備促進措置 ①土地造成費助成②用地取得助成③建物・償却資産取得助成※ 固定資産税免除か助成を何れか選択

○地域定着促進措置 ④賃借助成(3年間)⑤新規雇用助成⑥人材育成研修助成(3年間) ⑦地域貢献助成【詳細はお問い合わせください】

熊本県上天草市観光おもてなし課産業振興係 TEL:0964-26-5531 http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/

#### ●宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金(与件から必要投資額や支援額をすぐにシミュレーションします)

・対象:オフィス(IT 企業やコールセンター、バックオフィ|①オフィス改修費・什器の購入・リース:1/3 補助 ス等)

・要件: ① 100 万円以上の固定資産・リース資産の投資 ②3人以上の新規雇用

★「物件」確保や「人材採用」の周知サポートも実施!

★進出企業との官民連携の実績もあります!

熊本県 宇城市 地域振興課 TEL 0964-32-1906

②新規雇用×10万円(3年間)

③賃料: 1/2 補助(3 年間)

★進出時の採用説明会への集客支援実績あり

(20 名雇用に対し、約 140 名集客)

★熊本県の補助制度と併用可!★賃料平均:5,500円/坪

ZOOM や GoogleMeet 等の WEB 会議ツール、Slack や Chatwork といったご希望の連絡ツールでも対応します!

#### ▶美里町企業立地促進条例

【新設】

• 投下固定資産総額 2,000 万円超

新規雇用者5人以上(町内に住所を有するもの) 【増設】

・新たな投下固定資産総額 1,000 万円超 BT

新規雇用者3人以上(町内に住所を有するもの)

①固定資産税の課税免除

固定資産税が課されることとなった年度以降3年度

②雇用奨励金

町内に住所を有する者を継続して1年以上常時雇用した場合

・常時正社員として雇用された新規雇用者一人当たり 50 万円

・常時正社員として雇用された者以外の新規雇用者一人当たり 25 万円

③企業用地取得奨励金

新たに取得した家屋の敷地部分に係る土地の価格×50/100 ※上限額:5,000万円

美里町美しい里創生課 TEL 0964-47-1111

#### ●大津町産業支援サービス業等立地促進補助金

【対象】

町内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する企業

【要件】

投資額:100万円以上(建物・設備)

新規雇用:3人以上

【設備投資】投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×10%(限度額100万円) 【賃借料】年間賃借料× 1/2(3 年間)

【通信料】専用通信回線等使用料及びクラウドサービス利用料× 1/2(3 年間)※賃借料 及び通信料は限度額 100 万円 / 年

【雇用】本社等正規社員配置×20万円、正社員新規雇用者数×10万円、非正規新規雇 用者数×5万円(4年間)(限度額150万円/年)※町内に住所を有する常用従業員

大津町企業振興課 TEL 096-293-5775 https://www.town.ozu.kumamoto.jp/page/1534.html

#### ●南阿蘇村サテライトオフィス等誘致事業補助金

げる要件のいずれにも該当するものとする。

①村内に住所を有する従業員を 1 人以上雇用 Bot

②税の滞納がない 村

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

【対象】村有施設等に事業所を開設し操業する企業で次に掲|【補助限度額】200万円とし、雇用補助及び新たに設置するサテライトオフィス等に係る 費用の合計額とする。

①雇用補助:常時雇用従業員 1 人につき 10 万円。村内に住所を有する者を新たに雇用し た場合は 1 人につき 30 万円。常時雇用従業員のうち村内に転入した場合は 1 人につき 50 万円 ②新たに設置するサテライトオフィス等に係る費用:補助対象経費(建物内の 改修、通信回線の整備費用等)の2分の1に相当する額以内。

南阿蘇村 企画観光課 TEL:0967-67-1112

#### ●益城町産業支援サービス業等立地促進補助金

【対象】町内にインターネット関連サービス業やコールセン ター、オペレーションセンター等に係る事業所を新設又は

増設する企業

【要件】①投資額(建物・設備) 100 万円以上 ②新規雇用 3人以上(町内に住所を有するもの) 【助成内容】

①設備投資補助 1/3 (上限 100 万円、初年度のみ)

②雇用補助(上限 200 万円 / 年、最大 3 年間)

正社員新規雇用者数×20万円 非正規新規雇用社数×10万円

③賃料等補助 1/2 (上限 100 万円 / 年、最大 4 年間)

益城町役場産業振興課 TEL 096-289-8307 https://mashiki-kigyouyuuchi.jp/

#### 2024年8月9月合併号【地方自治体のコールセンター誘致助成制度特集】 自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 【助成内容/限度額】 治【対象要件】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト 氷川町企業立地促進条例に基づく奨励措置 町内に工場等を新設又は増設する者 ①固定資産税奨励金 固定資産税3年間分の賦課額を奨励金として交付 ①工場等の投下固定資産総額が 1,000 万円を超えること。 ②用地取得補助金 土地取得額の20%を補助(上限5,000万円) ②1年以上引き続いて常時雇用される新規雇用者があり、 ③工場等建設補助金 投下固定資産総額の10%を補助(上限5,000万円) 川 そのうち町内に住所を有する者が30%以上であること。 ④雇用奨励金 町内に住所を有する新規雇用者 1 人につき 30 万円の奨励金を交付(上限 ③公害発生の防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に 600 万円) 関する法令、その他関係法令に違反していないこと。 地域振興課地域振興係 TEL 0965-62-2315 氷川町ホームページ 事業案内ページ https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0033139/index.html

#### ●芦北町サテライトオフィス等誘致事業補助金交付事業

◎対象 ・芦北町内の廃校舎、空き家、空き店舗等に IT 系企業がサテライトオフィスを開設し、操業するもので、 次の要件すべてに該当する場合

①本社等から1人以上配置、または新規に1人以上雇用 ②投資額 100 万円以上③立地協定から 3 年以内に操業開

始 ※詳しくは、下記にお問い合わせください。

芦北町役場商工観光課 TEL 0966-82-2511 (内 172)

◎補助金額 (限度額初年度 500 万円 / 年、2 年目以降 200 万円 / 年) ※県産業支援サービス業等立地促進補助金と併用可

- 投資額の 1/3 (初年度のみ・上限 300 万円)
- 事業所の年間賃借額の1/2 (4年間)
- ・事業用専用通信回線の年間使用料の 1/2 (4年間)
- 新規雇用者×15万円※/人 (3年間) ※町内雇用の場合は10万円上乗せ

#### ●錦町産業支援サービス業等立地促進補助金制度

町内にコールセンター、オペレーションセンター等を新設 又は増設する企業で、次の要件のいずれにも該当するもの。 ①新規常用雇用者数5人以上 ②町との間で立地協定を締 結 ③立地協定から3年以内(建物の新設を行う場合は5 年以内)に操業を開始

【助成内容】

①投下固定資産額及び投下リース資産額の合計× 1/3 の額 ②新規雇用者数×10万円(操業から3年間)の額

錦町企画観光課 TEL 0966-38-4419 https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji003689/index.html

#### ●空き家・空き店舗等活用事業補助金

①町内の空き家、空き店舗を活用してサービス業等の創業 をし、3年以上継続して営業を行うもの。

②町内に住所を有する者、又は開業日までに住民となるこ とができる者。 ĦТ

対象経費 ①内外装工事費 ②建物附属設備工事費 ③看板設置工事費 補助率 補助対象経費の2分の1

補助金額 上限額 1,000,000 円

③改修後、年間日数の2分の1以上営業を行う者。

多良木町産業振興課 TEL0966-42-1252

https://www.town.taragi.lg.jp/gyousei/soshiki/sangyou/shoukougyoushinkou/syoukougyou/3250.html

#### ●水上村サテライトオフィス等進出支援事業費補助金

①村内に事業を新設又は増設する企業で、村との間に進出 水 協定を締結、かつ、進出協定から3年以内に操業開始する もの。

村 ②事業所の開設に伴い新たに雇用するもの1名以上

・投下固定資産額・リース資産額合計の1/2(1年間上限300万円)・事業所の月の賃 借額(初年全額、2~5年目半額) ・年間の新規雇用者数のうち、村内に住所を有する 正社員に50万円、非正規社員に25万円(5年間)・村外雇用者の村内住宅確保を目的 とした空き家改修等費用の合計額の 1/2 (5年間上限 500 万円) ・操業前日までの、操 業に向けた用務の交通費合計額(初年のみ上限30万円)

水上村役場地方創生推進課 TEL:0966-44-0312 URL: https://mizukamimura.jp/live/work/#support

#### ●苓北町企業誘致条例

町内に工場等を新設又は増設する企業

①新設:投下固定資産総額が 1,000 万円を超え、かつ、新 規雇用者が3人以上の工場等②増設:新たな固定資産総 額が500万円を超え、かつ、新規雇用者が1人以上の工 場等 ※詳しくは、下記にお問い合わせください。

①固定資産税の課税免除:3 箇年

②工場等建設補助金:投下固定資産総額の5%(限度額5,000万円) ③用地取得補助金:土地の取得価格の30%(限度額5,000万円)

④雇用奨励金: 1 人あたり 30 万円(限度額 300 万円)

※詳しくは、下記にお問い合わせください。 苓北町役場企画政策課 TEL 0969-35-3334 https://reihoku-kumamoto.jp/kiji003501/index.html

#### ●大分県オフィス系企業誘致促進補助金

【補助対象要件】・新規地元雇用者数 10 人以上(中核市は 30 人以上)

•BPO、コールセンター業

【補助対象経費及び補助額(①+②+③+④)】①雇用奨励:@ 20万円(中核市@ 10万 円) ×新規雇用者数(3年間) ②設備投資助成:投下固定資産額×10% 業務システム 使用料×10%(3年間) ③事業開始支援:専用通信回線使用料×1/2(3年間) オフィ ス賃料×1/3(3年間) ④人材育成支援:出張費相当(定額3年間)

大分県 企業立地推進課 TEL: 097-506-3246 https://www.ritti-oita.jp/

#### ●大分市情報通信関連産業支援事業補助金

【補助対象要件】

・新規雇用従業員の数(純増) 30人以上 分 (コールセンター業) 市

【補助金額(限度額:2億8千万円(3年間の合計))】

- 設備投資額×5% ・新規雇用者数(正規)×50万円(3年間)
- ・新規雇用者数(非正規)×3万円(3年間) ・オフィス賃借料×1/3(3年間)
- 通信回線使用料(従量分)×1/2(3年間)(限度額:2,100万円)
- ・システム使用料×5% (3年間) ・ファイナンスリースによる物件取得費×5%

大分市 創業経営支援課 TEL 097-537-7014 Mail: kisou@city.oita.oita.jp

分 倬



治【対象要件】

【助成内容/限度額】

体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト

●別府市オフィス系企業誘致促進補助金

110 名以上

市

伯

市

市

【補助対象要件】・BPO・コールセンター業 ・新規雇用者 【補助対象経費及び補助額】 ①新規地元雇用者 (雇用保険被保険者) 正規社員×20万円・ 非正規社員×5万円(3年間) ②オフィス賃借料×1/3(3年間) 限度額200万円/ 年 ③土地建物取得費(賃借物件改修費)・投下固定資産額× 1/10 限度額 200 万円 ④業務システム (ASP等) 使用料×1/10 (3年間) 限度額200万円/年 ⑤通信回線 使用料(基本分+従量分)×1/3(3年間) 限度額 200万円/年

別府市 産業政策課 TEL:0977-21-1132 FAX:0977-23-0552 Mail:cin-te@city.beppu.lg.jp

#### ●中津市企業立地促進条例

5 人以上(市内在住・転勤者可・短時間労働者可)

中 |【補助対象要件】 ≪新設≫・雇用従業者 10 人以上(市内在 |【補助対象経費及び補助額】 ①新規雇用従業者× 20 万円(市内在住・短時間労働者可) |住・転勤者可・短期時間労働者可) ≪増設≫・雇用従業者 |限度額 2,000 万円 ②土地及び建物賃借料の 1/2 限度額 300 万円/年 (3 年間)

中津市 企業立地・雇用対策課 TEL: 0979-62-9045 Mail: kigyo\_koyo@city.nakatsu.lg.jp

#### ●日田市企業立地促進条例

【補助対象要件】(新設)・3人以上の新規雇用者を創出。 取得日から3年以内に事業所の設置に着工し、5年以内に 操業開始。ただし、賃借の場合は契約開始日から2年以内 に操業開始。 ・過去3年度間、公租公課の滞納がないこと。

【補助対象経費及び補助額】①固定資産税不均一課税 50/100 5 年間 ②新規雇用者数× 20万 限度額:2千万 ③設備投資額 土地×20/100 限度額:5千万、家屋及び償却資 産×3/100 限度額:5千万 ④土地建物等賃借料×1/2 限度額:500万/年3年間⑤ 通信回線使用料等× 1/3 限度額: 100万/年3年間⑥家屋改修費× 2/3 限度額: 300

日田市 商工観光部 商工労政課 TEL: 0973-22-8239 http://www.city.hita.oita.jp/

#### ●情報通信関連企業立地促進補助金

【補助対象要件】・新規雇用2人以上

【補助対象経費及び補助額】①回線使用料と借室料の合計額の2/3(限度額…新規雇用者 20 人未満: 500 万円、新規雇用者 20 人以上 1,000 万円) ※3 年間、②新規雇用者数 ×30万円、③改修費の1/2(限度額···250万円)

佐伯市 商工振興課(企業誘致係) TEL:0972-22-4597 https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0032485/index.html

#### ●津久見市企業立地促進条例(設備投資助成金・雇用促進助成金)

市内への事業所の新設や増設を行う事業者で、その設備投 資費用や新規雇用従業者の雇用にかかる補助を行います。

補助対象要件は事業者の資本金の額等により異なり、設備 投資額と用地取得額の合計及び新規雇用従業者数の要件が あります。

【補助対象経費及び補助額】①設備投資額×5%×3年間(限度額300万円/年) ※用 地取得費は対象としない

②新規雇用者数×30万円×3年間(限度額300万円/年) ※津久見市企業立地促進条 例全体における 1 事業所あたりの限度額は 500 万円 / 年

①固定資産税の不均一課税3年間 ②新規雇用者×20万円(最大1,000万円)③用地

取得費×50%(雇用者数に応じて200万円~3,000万円)④投 資 額×20%(雇

用者数に応じて 500 万円~ 2,000 万円) ⑤環境整備に要する費用× 30% (5人未満

津久見市 商工観光·定住推進課(商工観光班) TEL:0972-82-9542 https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/6/13406.html

#### ●竹田市企業立地促進条例

【補助対象要件】以下の要件がすべて必要です

・新規雇用者:≪新設≫2人以上,  $\blacksquare$ 

≪増設,移転≫2人以上

・操業開始:用地取得日(賃貸契約日)から3年以内 • 投資額: 2,500 万円以上(情報通信業 1,000 万円以上)

200万円, 5人以上 1,000万円) ⑥賃借料 (土地+建物) × 50%×3年間 (年間最大 200万円)

竹田市 財政課 財産活用推進室 TEL:0974-63-4802 Mail: zaisei@city.taketa.lg.jp https://www.city.taketa.oita.jp/

#### ●豊後高田市企業立地促進奨励金

豊【対象要件】・設備投資額と用地取得額の合計が資本金 後 5,000 万円以下の場合は 500 万円以上、資本金 5,000 万 高 円超 1 億円以下の場合は 1,000 万円以上、資本金 1 億円 超の場合は 2,000 万円以上 ・新規雇用者 3 人以上(増 設は1人以上)

【補助対象経費及び補助額】①設備投資額×10%(上限3,000万円) ②用地取得費× 50%(上限 3,000 万円) ③緑地・環境施設整備費× 50%(上限 1,000 万円) ④事業 所家賃×50%(上限300万円)

豊後高田市 商工観光課商工労政係 TEL 0978-22-3100

#### ●杵築市コールセンター企業立地促進補助金

≪増設又は移設≫・新規雇用者 5 人以上(市内在住)

杵 |【補助対象要件】≪新設≫・新規雇用者 10 人以上 (市内在住)|【補助対象経費及び補助額】①新規雇用者の数に 30 万円を乗じた金額 (上限 2,100 万円) ②最大3年間、事業所賃料の50%を補助。(年間上限300万円) ※但し、賃貸して いる土地及び建物が杵築市の場合は全額を補助金として交付する。

杵築市 財産管理活用課企業誘致推進室 TEL: 0978-62-3131

#### 奨励金申請書類の作成サポートもやってます。 ●奨励金はじめました。

【奨励金対象要件】 コールセンター業

・新規雇用者5人以上(増設の場合は1人以上)

• その他投資額要件や各奨励金の上限額等、詳しくはお問 合せ下さい。

【補助対象経費及び補助額】①設備投資額の10%

②用地取得額の50%

③新規雇用者数×30万円 ④オフィス賃貸料の 50%×3 年間

⑤従業員の福利厚生施設設置費用の50% など

宇佐市 商工振興課 企業立地推進室 TEL 0978-27-8167 https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/shokoshinko/1/1\_1/3031.html

## 「地方自治体のコールセンター誘致助成制度」 は専用 Web ページからもご覧になれます。

https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi\_josei.html

#### 自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 治【対象要件】 【助成内容/限度額】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●豊後大野市企業立地促進条例 【補助対象要件】・設備投資…5,000 万円以上 ・事業所の 【補助対象経費及び補助額】 ①設備投資額 (土地・建物、構造物及び機械設備等)の 100 操業に伴う新規地元雇用者が 5 人以上 ・土地取得後 1 年 分の 5(上限 2,000 万円) ②人件費 新規雇用者の数に 10 万円を乗じた額(上限 1,000 以内に着工、3年以内に運用開始 ・過去3年間、公租公 万円) ③用地の取得額の 100 分の 5(上限 3,000 万円) ④土地・建物及び償却資 課の滞納がないこと 産に係る固定資産税額の 100 分の 50 を助成 (3 年間) 豊後大野市 商工観光課 経済振興係 TEL:0974-22-1127 (直通) Mail:sj1534@city.bungoono.lg.jp ●由布市企業立地促進条例 【補助対象要件】・設備投資額と用地取得額の合計が2,000 【補助対象経費及び補助額】①固定資産税額の1/2(5年間) ②設備投資額×5%(限度 布 万以上(増設の場合も同額)・新規雇用者 3 人以上(増設は 類 1.000 万円) ③用地取得費× 5%(限度額 1.000 万円) ④新規雇用者× 20 万円(限 市 1 人以上) 度額 1,000 万円) TEL: 097-582-1111 由布市 総合政策課 ●空港のある町、大分県国東市(くにさき)に拠点をつくりませんか? 次の業務を行う拠点を設ける場合は国東市が支援します! ・設備投資額の20%を助成! 新規雇用に対して一人当たり80万円を助成! 東 対象業務:コールセンター、バックオフィス、サテライト ・オフィス賃貸の場合、家賃を半額補助! 市 オフィス 等 ・空き家も紹介!県下トップクラスの空き家バンク物件数です。 ※要件や詳細等については、ぜひお問い合わせください。 国東市 観光・地域産業創造課 TEL: 0978-72-5183 http://www.city.kunisaki.oita.jp/ ●日出町企業立地促進条例 【補助対象要件】・設備投資額 5,000 万円以上、製造業以外【補助対象経費及び補助額】①固定資産税の 100 分の 50 を補助(3 年間) ②用地・建 は 2,000 万円以上(増設の場合は 2,000 万円以上) •新 物取得費の 100 分の 20 を補助(上限 2,000 万円) ③建物等の賃借料の 100 分の 30 規雇用者 5 人以上(増設は 1 人以上) を補助(年度あたり 200 万円が上限、36 月分、合計 600 万円が上限) 日出町 まちづくり推進課 TEL: 0977-73-3158 ●九重町の立地企業に対する優遇措置等 【補助対象要件】・投資額 5,000 万円以上(増設は 2,500 【補助対象経費及び補助額】①固定資産税額相当 (3 年間、限度額なし) ②新規雇用者数 万円以上) ・新規雇用者数5名以上(増設は1人以上)・ × 10万円(限度額 500万円/3年間) ③用地取得費× 10%(限度額 3,000万円) 土地取得後 1 年以内の着工 (増設は 2 年以内)・公害防止 ④ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除 (1 回線、工事費、加入金は 1 回、 措置 使用料は3年間) 九重町 商工観光・自然環境課 商工・環境グループ TEL: 0973-76-3150 FAX: 0973-76-2247 ●玖珠町企業立地促進条例 【補助対象要件】・新規雇用者 5 人以上(増設又は移転の場 |【補助対象経費及び補助額】①新規雇用者数× 10 万円 ( 限度額 500 万円∕3 年間 ) 合は1人以上)・公害防止措置の実施 対象業務:コールセンター業 玖珠町 商工観光政策課 商工労政・企業誘致班 TEL: 0973-72-7153 FAX: 0973-72-2180 https://www.town.kusu.oita.jp/shigoto\_sangyo/kigyo\_sogyoshien/1766.html ●企業立地奨励制度 対象要件 ①立地企業助成金 6 人以上 特定助成対象雇用者 (※1 ※2を全て満たす者) (1) 特定助成対象雇用者 1 人当たり 50 万円 (2) 助成対象雇用者 1 人当たり 10 万円 |※ | 就業場所が宮崎市内、雇用保険加入後1年以上経過、|((1)(2)とも※1は必須要件。 ※2を1つでも満たさない場合は(2)に該当) 申請時点で雇用継続 限度額:上記(1)と(2)の合計で1億円。 市 ※2 無期雇用者、健康保険加入・標準報酬月額 17 等級 ②オフィス等賃借助成金 賃借料一月分の 1/2(限度額:100 万円)を 24 カ月分助成。 以上、厚生年金加入 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 宮崎市観光商工部企業立地推進課誘致推進係 TEL 0985-21-1793 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/location/selling\_point/ ※宮崎市の企業誘致のページ ●企業立地奨励制度 対象要件 ①固定資産税 3年間課税免除 ②雇用奨励金 1人当たり30万円(加算措置あり) 新規雇用 5人以上 年間 ③賃料補助金 年間賃料の50% 2年間(雇用100人以上は3年間) ④通信回 城 線使用料補助金 年間使用料の80% (県制度併用時は50%、雇用増加30人以上のみ) 市 3年間 ⑤施設整備補助金 施設整備費の25% (雇用増加30人以上のみ) ※②~⑤は限度額あり。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 都城市商工部企業立地課企業立地担当 TEL 0986-23-2753 https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/ritti/9585.html ●企業立地促進条例等 対象要件

延岡市

新規雇用者数 2人以上

①雇用促進奨励金 新規雇用者 1 人当たり 60 万円 (新規学卒者・UIJ ターン者採用加算各 10 万円 / 人) ②通信回線使用料助成金 年間使用料の 80% (3 年間) ③賃料助成金 家賃賃料の 50% (3 年間) 備品賃料の 20% (3 年間) ④施設整備・開設準備助成金 施設改修費 2/3 備品購入費 20% 開設準備費 80% ※その他補助制度等あり。

【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】

延岡市商工観光文化部工業振興課企業立地係 TEL 0982-22-7035 https://nobeoka-yuchi.jp/



自 ●事業名 (期間) または アピールポイント 【助成内容/限度額】 治【対象要件】 体 【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト ●企業立地促進条例 対象要件 ①固定資産税 5 年間課税免除 ②雇用促進奨励金 新規雇用者 20 人以下: 1 人当たり ①新設・増設:新規雇用3人以上 30 万円 新規雇用者 21 人以上: 1 人当たり 36 万円 南 ③企業立地助成金 用地取得費の 1/4 施設整備費総額の 1/2 市 ④高速通信回線使用料補助金 通信回線年間使用料の 4/5 (3 年間) ※その他補助制度等あり。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 日南市商工政策課商工係 TEL 0987-31-1169 https://www.city.nichinan.lg.jp/ ●企業立地促進条例 ●企業立地助成制度 対象要件 ①固定資産税3年間課税免除 ②雇用促進助成金 新規雇用1人当たり20万円 ③設 ①新規雇用 2 人以上 備投資助成金 固定資産税相当額の2年間分 ④賃借料助成金 用地・建物賃借料/月 ٨N (30 万限度) × 12 月 (3 年間) ⑤通信回線使用料助成金 専用通信回線年間使用料の 林 80%(3年間) ⑥施設整備助成金 施設改修整備費の50% 最大 1,000万円(1回限り) 市 ⑦操業支援助成金 新規雇用者の確保又は育成費の80%(県の制度を併用する場合は 50%)(1回限り) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 小林市経済建設部商工観光課商エグループ TEL 0984-23-1174 https://www.city.kobayashi.lg.jp ●企業立地促進条例奨励措置 対象要件 ①固定資産税3年間課税免除 ②雇用促進奨励金 新規雇用者1人当たり20万円 ①新規雇用 5人以上 ③オフィス賃借料助成金 賃借料の50%(5年間) ④通信回線使用料助成金 年間使用 向 ②投下固定資產総額 5,000 万円以上 料の80%(3年間) ⑤通信回線設置費助成金 専用通信回線等の設置に係る費用(限度 額10万円、1回限り) ⑥施設整備助成金 改装等に係る費用の2/3(限度額3,000万円) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 日向市商工観光部商工港湾課港湾企業立地係 TEL 0982-66-1025 https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=1194 ●企業立地促進条例 ●企業立地促進優遇制度 ①固定資産税 3 年間課税免除 ②雇用促進助成金 1 人 30 万円 ③用地取得費補助 取 ①新設:新規雇用3人以上 得費の30% ④施設整備費補助 整備費の50% ⑤オフィス等賃借料補助 限度額20 万円/月(3年間) ⑥専用通信回線使用料助成金 専用通信回線使用料の80%(3年間) ②増設:新規雇用2人以上 間 ⑦専用通信回線設置助成金 限度額 10 万円 ※その他補助制度等あり。 市 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 串間市商工観光スポーツランド推進課商工係 TEL 0987-55-1127 https://www.city.kushima.lg.jp/main/business/cat4/cat2808/post-90.html ●企業立地奨励制度 対象要件 ①固定資産税3年間課税免除②雇用奨励金 1人40万円(加算措置あり) ①新設: 新規雇用及び転勤者 3 人以上 ③人材採用支援助成金 採用費用の50% ④企業立地助成金 償却資産取得費の10% ②增設・移設:雇用増加5人以上 ⑤オフィス改装助成金 改修費用の 2/3 ⑥工場等関連施設整備助成金 整備費の 50% ⑦オフィス賃借料助成金 賃借料の50%(3年間) ⑧通信回線使用料助成金 使用料の80%(3年間) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 西都市商工観光課産業振興係 TEL 0983-43-3421 https://www.city.saito.lg.jp/sangyo/0401\_170331000000001.html ●企業立地促進条例奨励措置 対象要件 ①固定資産税相当額を3年間交付 ②新規市内雇用1人あたり20万円(障がい者:30 ①新設:新規雇用5人以上 万円) ③用地取得費の30% ④工場等建設費の30% ⑤関連施設整備費の50% ②増設:新規雇用3人以上 ⑥年間通信回線使用料の50% ⑦工場等賃借料の30%(3年間) 0⑧アパート等賃借料一戸につき年間 12 万円 その他補助制度等あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】 えびの市企業立地課立地推進係 TEL 0984-35-3727 https://www.city.ebino.lg.jp/soshiki/kigyoritchi/1/1/1/662.html ●鹿児島市企業立地促進補助金 インバウンドコールセンターの新増設を行う企業で、次の ①新規雇用者数×最大 50 万円〔障害者 100 万円〕(3 年間) 要件に該当するもの ②設備投資額×2%(初年度のみ) ③固定資産税等の納税額×50%(3年間) 児 (1) 新規雇用者 30 人以上 ④オフィス賃借料×50%(3年間) ⑤通信回線使用料×50%(3年間) (2) 新規雇用者の人数要件は,かごしま連携中枢都市圏 ⑥テレワーク導入関連費用×50%(初年度のみ) 構成4市の市民(半数以上は鹿児島市民) 限度額:総額3億円(3年間通算) (3) 鹿児島市と立地協定を締結すること 【その他の助成制度はお問い合わせください】 鹿児島市産業局産業振興部産業創出課企業立地係 TEL 099-216-1314 https://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html ●薩摩川内市企業立地支援補助金●原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(随時、相談受付中) 薩摩川内市のセールスポイント 薩摩川内市で、新たな業務拠点を設けて事業を実施する企 1. 最長8年間約40%の電気料金の補助制度有! 業への補助があります! 対象業種:情報サービス業(インバウンドコールセンター 2. 用地の取得、施設設備の取得、土地・建物の賃借のうち最も有利な補助を選択可! 含む)等 情報サービス施設への通信費補助有!新規雇用者への補助有! ※新規雇用者や操業開始までの期限要件有。 ※ご関心をお持ちの方は、「薩摩川内市 企業誘致」で検索、もしくは、下記までご連絡 ください。 |薩摩川内市 経済シティセールス部 産業戦略課 産業グループ TEL:0996-23-5111(内線 5762) 薩摩川内市企業誘致 HP アドレス http://kigyo-satsumasendai.jp

_							
自	▶事業名(期間) または アピールポイント						
治	【対象要件】	【助成内容/限度額】					
体	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト						
	●奄美市企業立地等促進条例						
	●奄美市企業立地等促進条例	●奄美市企業立地等促進条例					
奄	新規地元雇用 8 人以上、・設備投資額 2,000 万円以上	①新規地元雇用者数×12万円					
美		②オフィス賃借料×1/4					
市		③通信回線使用料×1/4					
		④研修費 5 万円/人					
	奄美市商工観光情報部商工政策課 TEL 0997-52-1111	(内線:5306) https://www.city.amami.lg.jp/					

#### 広告掲載ページ一覧(掲載順)

- ① 青森県…3 ページ ② 新潟市…8 ページ ③ 神戸市…11 ページ ④ 広島市…13 ページ ⑤ 下関市…15 ページ
- ⑥ 久留米市…18ページ

「地方自治体のコールセンター誘致助成制度」 は専用 Web ページからもご覧になれます。

### https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi\_josei.html

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限 定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。 【会員専用ページ】 https://ccaj.or.jp/member\_top.html

## CCAJ の媒体に広告を掲載して PR をしませんか!?

CCAJ では協会報『CCAJ News』と、コンタクトセンター情報誌『CCAJ ガイドブック』の2種類を発行し、センター の運営・事業に携わる多くの方々がご覧になっています。それぞれ広告を募集していますので、コンタクトセンター向けの ソリューションやサービスの PR にご活用ください。

#### **CCAJ News**



創刊:1997年4月

発行:毎月 部数:800部

広告:1ページ広告 1/3 ページ広告

バックナンバーを

Web サイトに公開!

#### CCAJ ガイドブック



創刊:1991年9月

発行:年鑑(毎年11月)

部数:8,000部

広告:カラー・モノクロ

1・2ページ広告

「コールセンター CR デモ& コンファレンス」でリリース!

広告掲載料・申込方法などの詳細は、日本コールセンター協会 事務局まで(office@ccaj.or.jp)

☆ 2024 年 10 月 1 日より、「一般社団法人日本コンタクトセンター協会」に名称を変更します☆

◎ UD(ユニバーサルデザイン) ◎ FSC® 認証紙

フォントを使用しています

FSC® 認証材、再生資源、その他

の管理原材料から作られています

FSC 認証ロゴ (本誌には掲載) ◎ベジタブルオイルインキ

環境にやさしい植物油 インキを使用しています



## 日本コールセンター協会電話相談室

03-5289-0404 受付時間 10:00~16:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

◎本誌のバックナンバーは PDF でもご覧いただけます。 https://ccaj.or.jp/ccajnews/ (無料)





CCA News Vol.329 (2024年8月発行)

発行:一般社団法人日本コールセンター協会

編集発行人: 広報委員長 宮坂 南欧實

〒 101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2 TEL: 03-5289-8891 URL: https://ccaj.or.jp